

国立印刷局規則第 1 1 号
改訂平 1 5 規則第 7 3 号
改訂平 1 5 規則第 7 5 号
改訂平 1 6 規則第 6 号
改訂平 1 6 規則第 1 2 号
改訂平 1 6 規則第 2 3 号
改訂平 1 7 規則第 7 号
改訂平 1 7 規則第 3 2 号
改訂平 1 8 規則第 1 号
改訂平 1 8 規則第 6 号
改訂平 1 8 規則第 2 3 号
改訂平 1 8 規則第 2 6 号
改訂平 1 9 規則第 1 2 号
改訂平 1 9 規則第 1 7 号
改訂平 1 9 規則第 3 6 号
改訂平 2 0 規則第 1 2 号
改訂平 2 0 規則第 1 7 号
改訂平 2 0 規則第 2 1 号
改訂平 2 1 規則第 5 号
改訂平 2 1 規則第 2 4 号
改訂平 2 2 規則第 5 号
改訂平 2 2 規則第 1 9 号
改訂平 2 3 規則第 1 1 号
改訂平 2 4 規則第 6 号
改訂平 2 4 規則第 1 4 号
改訂平 2 5 規則第 4 号
改訂平 2 5 規則第 1 3 号
改訂平 2 6 規則第 3 号
改訂平 2 6 規則第 1 1 号
改訂平 2 6 規則第 1 6 号
改訂平 2 6 規則第 2 1 号
改訂平 2 7 規則第 2 号
改訂平 2 7 規則第 2 8 号
改訂平 2 8 規則第 8 号
改訂平 2 8 規則第 1 5 号
改訂平 2 8 規則第 1 9 号
改訂平 2 8 規則第 2 6 号
改訂平 2 9 規則第 6 号
改訂平 3 0 規則第 2 号
改訂平 3 0 規則第 8 号

改訂平 3 1 規則第 3 号
改訂令 元 規則第 2 号
改訂令 元 規則第 5 号
改訂令 2 規則第 3 号
改訂令 3 規則第 6 号
改訂令 4 規則第 5 号
改訂令 4 規則第 1 6 号
改訂令 5 規則第 1 1 号
改訂令 5 規則第 1 7 号
改訂令 6 規則第 2 号
改訂令 6 規則第 1 0 号
改訂令 7 規則第 3 号
改訂令 7 規則第 1 6 号
改訂令 7 規則第 2 1 号
改訂令 8 規則第 1 号
改訂令 8 規則第 1 2 号

独立行政法人国立印刷局職員給与規則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第57条第2項の規定に基づき、独立行政法人国立印刷局の職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。ただし、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）第3条の規定により任期を定めて採用された職員の給与に関する事項については、別に定める。

(給与の支給)

第2条 給与は、現金で直接その職員に支給しなければならない。

2 いかなる給与も、この規則に基づかずに職員に対して支給してはならない。

3 何人も、法律若しくはその委任に基づく命令によって特に認められた場合及び別に定める場合のほかは、職員の給与からその職員が支払うべき金額を差し引き又は差し引かせてはならない。

4 給与は、給与簿に基づいて支給しなければならない。給与簿に関し必要な事項は、本局管理部長が別に定める。

5 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

(給与支給義務者)

第3条 給与支給義務者は、理事長とする。

(職群及び等級)

第4条 職務は、その種類等に基づいて職群に分類し、各職群は、その職務に含まれる複雑、

困難及び責任の度等に基づき等級に分類するものとする。

- 2 前項の職群及び等級の分類基準は、職群分類基準表（別表第1）及び等級別標準職務表（別表第2）に定めるところによる。

（職員の格付）

第5条 職員（第6条に定める職員を除く。）は、その担当する職務により、いずれかの職群及び等級に格付されるものとする。

- 2 国家公務員法（昭和22年法律第120号。以下「公務員法」という。）第60条の2第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の職群及び等級の格付については、その担当する職務のほか、定年前再任用短時間勤務職員として採用される前の職員として担当した職務を考慮するものとする。

（格付されない職員）

第6条 非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下同じ。）の給与に関しては、第5章に定めるところによる。

- 2 この規則において「期間業務職員」とは、一事業年度内に任期を定めて採用される非常勤職員であって、1週間当たりの勤務時間が第8条に定める正規の勤務時間の4分の3を超える者をいう。

第2章 俸 給

（俸 給）

第7条 俸給は、その職務の種類、困難性、責任の度及び技能の修熟度その他の勤務条件を考慮したものではない。

第8条 俸給は、独立行政法人国立印刷局職員勤務時間・休暇等規則（平成17年規則第6号。以下「勤務時間規則」という。）第4条及び第5条に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この規則に定める初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、管理職手当、役職手当、超過勤務手当、夜勤手当、管理職員特別勤務手当、特殊勤務手当、期末手当及び奨励手当を除いた全額とする。

（俸給表）

第9条 俸給表（別表第3）の適用範囲は、各俸給表に定めるところによる。

- 2 定年前再任用短時間勤務職員の俸給月額、前項の規定にかかわらず、俸給表に定める基準俸給月額に、勤務時間規則第4条第1項第3号に規定するその者の1週間当たりの正規の勤務時間を同項本文に規定する1週間当たりの正規の勤務時間で除して得た数（以下「時間割合」という。）を乗じて得た額とする。
- 3 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号。以下「育児休業法」という。）第13条第1項に規定する育児短時間勤務職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の俸給月額は、第1項の規定にかかわらず、その者の受ける号俸に応じた俸給月額（最高号俸の額を超える俸給月額を受けている者については、その者の受ける俸給月額）に勤務時間規則第4条第1項第4号に規定するその者の1週間当たりの正規の勤務時間を同項本文に規定する1週間当たりの正規の勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(初任給等)

第10条 新たに職員となる者の職群及び等級は、第4条の規定による職群分類基準表及び等級別標準職務表に定めるもののほか、別に定める等級別資格基準表に定めるところに従い、その者の職務と資格に応じて決定する。

2 前項の者の号俸は、前項の規定により決定された職群及び等級に適用される俸給表の号俸のうち、その者の資格に応じて別に定める初任給基準表に掲げる号俸とする。ただし、その職員がその職務について有用な学歴、免許、経験等をその職務の最低限度の資格を超えて有する場合においては、別に定めるところにより任命権の委任を受けた者（以下「任命権者」という。）は、別に定めるところにより、その号俸より上位の俸給月額とすることができる。

3 次の各号のいずれかに該当するものから引き続いて職員となった者については、任命権者は、前項の規定にかかわらず、その者の職員となった日の前日に受けていた俸給月額（これに相当するものを含む。）及び他の職員との均衡を考慮し、別に定めるところにより、その者の俸給月額を決定することができる。

一 この規則の適用を受けない国家公務員

二 地方公務員

三 その他前各号に準ずると認める者

(昇格等)

第11条 職員の昇格（職員の等級を同一職群における上位の等級に変更する場合をいう。以下同じ。）は、第4条の規定による等級別標準職務表及び別に定める等級別資格基準表に定める資格及び要件を有する者であつて、良好な成績で勤務した者について行うことができる。

2 職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤若しくは死亡し、又は著しい障害の状態となった場合は、前項の規定にかかわらず、任命権者は、あらかじめ理事長の承認を得て、昇格させることができる。

3 前2項の規定により職員を昇格させた場合におけるその者の俸給月額は、次の各号に定める俸給月額とする。

一 昇格した等級に適用される俸給表に昇格した日の前日に受けていた俸給月額と同額の号俸があるときは、その号俸に、同額の号俸がないときは、その直近上位の額の号俸に昇格加算号数表（イ）（別表第4）の加算号数欄に掲げる号数を加算した号俸とする。

二 前号の同額の号俸がないときにおいて、最低号俸の額に達しないときは、前号の「その直近上位の額の号俸」とあるのは「最低号俸」と読み替えるものとする。

三 第1号の同額の号俸がないときにおいて、最高号俸の額を超えているときは、別に定める俸給月額とする。

4 職員を昇格加算号数表（ロ）（別表第5）の適用区分欄に掲げる昇任をさせた場合におけるその者の俸給月額は、その前日に受けていた俸給表の号俸に、同表の加算号数欄に掲げる号数を加算した号俸の俸給月額とする。

(降 格)

第12条 職員の降格（職員の等級を同一職群における下位の等級に変更することをいう。以下同じ。）は、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）に伴う場合のほか、心身の故障

のため、職務の遂行に支障があり又はこれに堪えない場合、その他本人の責に帰すべき事由等がある場合に行うことができるものとする。

- 2 職員を降格させた場合におけるその者の俸給月額、次の各号に定める俸給月額とする。
 - 一 降格した日の前日に受けていた俸給月額と同じ額の号俸が、降格した等級に適用される俸給表の号俸のうちにあるときは、その額の号俸とする。
 - 二 降格した日の前日に受けていた俸給月額が、降格した等級に適用される俸給表にないときは、直近下位の額の号俸。ただし、異動後昇給するまでの間、降格した日の前日に受けていた俸給月額と同じ額の俸給月額とすることができる。
- 3 前項の規定により定められる職員の俸給月額が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、任命権者は、あらかじめ理事長の承認を得て、その者の俸給月額を決定することができる。

(初任給基準を異にする場合等の異動)

第13条 職員を一の官職から、別に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の官職に異動させる場合及び職員を一の官職から職群を異にして他の官職に異動させる場合の等級は、第4条の規定による等級別標準職務表及び別に定める等級別資格基準表に定めるところに従い、その者の職務と資格に応じて決定する。

- 2 前項の規定により職員の等級を決定した場合におけるその者の俸給月額は、他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して、その者が異動した日の前日に受けていた俸給月額を下回らない範囲内において別に定めるところにより決定する。

(定期昇給等)

第14条 職員の昇給は、毎年4月1日（以下「定期昇給日」という。）に前年の4月1日からその年の3月31日までを勤務成績判定期間として、その期間における勤務成績に応じて4号を標準号数として実施する。ただし、前年の4月2日以降に新たに職員となった者の勤務成績判定期間は、職員となった日からその直後の定期昇給日の前日までの期間とし、その期間及びその期間における勤務成績に応じて昇給させる号数を決定するものとする。

- 2 前項の規定は、定期昇給日において60歳以上の職員には適用しない。
- 3 第1項の場合において、最高号俸以上の俸給月額を受けている者については、最高号俸の額とその直近下位の号俸の額との差額の2分の1を1号として特に昇給させることができるものとし、最高号俸に達しない号俸から昇給する場合において、昇給後の俸給月額が最高号俸の額を超える部分についてもこれに同じとする。
- 4 負傷若しくは疾病（公務上の負傷若しくは疾病又は国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第1条の2に規定する通勤（以下第29条第3項第2号、第44条第1項及び第45条第1項において単に「通勤」という。）による負傷若しくは疾病を除く。）による休職若しくは休暇のため勤務しなかった職員、介護休暇のため勤務しなかった職員、行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第7条第1項ただし書の規定に基づき組合の役員として組合の業務に専ら従事する許可（以下「専従許可」という。）を与えられた職員、育児休業法第3条の規定により育児休業をした職員、国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成19年法律第45号）第2条第5項に規定する自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）をした職員又は国家公務員の配偶者

同行休業に関する法律（平成25年法律第78号）第2条第4項に規定する配偶者同行休業（以下「配偶者同行休業」という。）をした職員が、復職し、再び勤務するに至り、又は職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認めるときは、復職し、再び勤務するに至り、又は職務に復帰した日以後において、別に定めるところにより、その者の俸給を調整することができる。

（特別昇給）

第15条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、任命権者は、前条に規定するものの以外に特に昇給させることができる。

- 一 勤務成績が特に優秀であるとき
- 二 研修に参加し、その研修成績が特に優秀であるとき
- 三 功績が極めて顕著であることにより表彰を受けたとき
- 四 組織の改廃等により廃職又は過員を生じた結果退職するとき
- 五 生命をとって職務を遂行し、そのために危篤若しくは死亡し、又は著しい障害の状態となったとき
- 六 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認めたとき

2 前項の場合において、最高号俸以上の俸給月額を受けている者については、最高号俸の額とその直近下位の号俸の額との差額を1号として特に昇給させることができるものとし、最高号俸に達しない号俸から昇給する場合において、昇給後の俸給月額が最高号俸の額を超える部分についてもこれに同じとする。

（俸給の支給方法）

第16条 俸給は、毎月1回、その月の俸給の全額を支給する。

2 俸給の支給日は、その月の18日とする。この場合、支給日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（以下「祝日」という。）

（勤務日の変更により土曜日扱い、日曜日扱い又は祝日扱いとなる日を含む。以下同じ。）に当たるときは、その直前の土曜日、日曜日又は祝日でない日に支給する。

第17条 新たに職員となった者にはその日から俸給を支給し、昇給等により俸給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。ただし、離職した国家公務員等（第10条第3項各号に掲げる者をいう。以下同じ。）が即日職員になったときは、その日の翌日から俸給を支給する。

2 職員が離職したときは、その日まで俸給を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により俸給を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給額は、その月の現日数から勤務時間規則第13条第1項第1号及び第2項から第6項までに規定する休日（以下「勤務を要しない日」という。）日数を差し引いた日数を基礎とした日割による計算（以下「日割計算」という。）により算出するものとする。

5 俸給の支給日後において新たに職員となった者及び俸給支給日前において離職し、又は死亡した職員には、その際俸給を支給する。

6 職員が月の初日以外の日から休職にされ、停職にされ、専従許可を与えられ、若しくは育児休業若しくは自己啓発等休業若しくは配偶者同行休業を始めた場合又は休職、停職、

専従許可の有効期間の終了若しくは育児休業若しくは自己啓発等休業若しくは配偶者同行休業の終了により復職し、若しくは職務に復帰した場合におけるその給与期間の俸給は日割計算により支給する。この場合、俸給の支給日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その給与期間中の俸給をその際支給する。

(非常の場合の俸給の支給)

第18条 職員が、職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるため俸給を請求した場合には、俸給の支給日前であっても請求の日までの俸給を日割計算により、その際支給する。

(調整加給)

第19条 職員の担当する職務が、その格付されている職群及び等級又はその適用される俸給表に属する他の職務に比して著しい特殊性があると認められるものに対し調整加給を支給する。

2 前項に定める調整加給の支給を受ける職員及び支給額については、調整加給表(別表第6)に定めるところによる。

3 定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員の調整加給の支給額は、前項の規定にかかわらず、調整加給表に定める額に、定年前再任用短時間勤務職員にあつては時間割合を、育児短時間勤務職員にあつては算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(研修期間中の職員の俸給)

第20条 研修期間中の職員の俸給は、研修直前の職務にあるものとみなして決定する。

第3章 手 当

(初任給調整手当)

第21条 初任給調整手当は、医療職群の適用を受ける職員として新たに採用された職員に対し、月額80,000円を超えない範囲内で別に定める額を支給する。

第22条 削除

(扶養手当)

第23条 扶養手当は、扶養親族のある職員に支給する。

2 扶養親族とは、次の各号のいずれかに該当する者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者をいう。

- 一 満22歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある子
- 二 満22歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある孫及び弟妹
- 三 満60歳以上の父母及び祖父母
- 四 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、前項第1号の扶養親族については一人につき10,000円、その他の扶養親族については一人につき1,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達した日後の最初の4月1日から満22歳に達した日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、2,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(扶養親族の届出及び支給方法)

第24条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を給与支給義務者に届け出なければならない。

一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合において、その職員に前項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で前項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

一 扶養手当を受けている職員の扶養親族に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

二 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

三 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

4 同条第1項の規定にかかわらず、給与支給義務者において扶養の実態等を認定する場合として別に定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

（地域手当）

第25条 地域手当は、次の各号に掲げる地域に在勤する職員に支給する。

一 東京都特別区

二 埼玉県さいたま市

三 神奈川県小田原市

四 静岡県静岡市

五 滋賀県彦根市

六 岡山県岡山市

2 地域手当の月額、俸給月額、扶養手当の月額及び管理職手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

一 前項第1号に掲げる地域 100分の12

二 前項第2号に掲げる地域 100分の9

三 前項第3号に掲げる地域 100分の7

四 前項第4号に掲げる地域 100分の5

五 前項第5号及び第6号に掲げる地域 100分の3

3 第1項各号に掲げる地域に在勤する職員が、地域手当の支給割合（前項各号に掲げる割合をいう。以下同じ。）が異なる地域に異動した場合（当該異動の前日に在勤していた地域と同一の地域手当の支給割合の地域に引き続き6か月を超えて在勤している場合に限る。）において、当該異動の直後に在勤する地域に係る地域手当の支給割合が、当該異動の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合に達しないこととなるとき、又は当該異動の直後に在勤する地域が第1項に定める地域に該当しないこととなるときは、当該職員には、前2項の規定にかかわらず、当該異動の日から3年を経過するまでの間、俸給月額、扶養手当の月額及び管理職手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

一 当該異動の日から同日以後1年を経過するまでの期間 当該異動の前日に在勤していた地域に在勤するものとした場合に適用される前項の支給割合（異動前の支給割合が当該異動の日以後に前項各号に掲げる割合の変更により当該異動の日の前日の異動前の支給割合を超えた場合にあっては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号において同じ。）

二 当該異動の日から同日以後2年を経過するまでの期間（前号に掲げる期間を除く。）
前号に掲げる支給割合に100分の80を乗じた割合

三 当該異動の日から同日以後3年を経過するまでの期間（前2号に掲げる期間を除く。）
第1号に掲げる支給割合に100分の60を乗じた割合

4 第1項第1号に掲げる地域以外の地域に在勤する医療職群に格付される職員については、当分の間、前3項の規定にかかわらず、俸給月額、扶養手当の月額及び管理職手当の月額の合計額に100分の12を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

5 前3項の規定による地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。

（広域異動手当）

第25条の2 職員が地域手当の支給割合が異なる地域に異動した場合又は在勤する機関（本局並びに研究所及び工場をいう。以下同じ。）が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき、別に定めるところにより算定した機関間の距離（異動等の日の前日に在勤していた機関の所在地と当該異動等の直後に在勤する機関の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と機関との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する機関の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上であるとき（当該住居と機関との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と機関との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として別に定める場合を含む。）は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、俸給月額、扶養手当の月額及び管理職手当の月額の合計額に当該異動等に係る機関間の距離の次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の

期間内に当該異動等の前日に在勤していた機関への異動等が予定されている場合その他広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として別に定める場合は、この限りではない。

一 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

二 300キロメートル以上 100分の10

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から3年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により、前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなる者については、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあつては、当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあつては、当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間、当該再異動等に係る広域異動手当は、支給しない。

3 前2項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、第25条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給額は、前2項の規定による広域異動手当の支給額から当該地域手当の支給額を減じた額とする。この場合において、前2項の規定による広域異動手当の支給割合が、当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

4 前3項の規定による広域異動手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該広域異動手当の月額とする。

（住居手当）

第26条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

一 自ら居住するための住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（以下「借家借間者」という。）。ただし、別に定める職員を除く。

二 第28条第1項又は第3項の規定に基づき、単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（配偶者のない職員にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子。以下「単身赴任者の配偶者等」という。）が居住するための住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員（以下「単身赴任者の配偶者等の借家借間者」という。）。ただし、別に定める職員を除く。

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号に定める額の合計額）とする。

一 借家借間者

次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員

家賃の月額から16,000円を控除した額

ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員

家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

二 単身赴任者の配偶者等の借家借間者

前号の規定により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 前各項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は別に定める。
（通勤手当）

第27条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項から第4項までにおいて「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（一般に利用し得る経路のうち、最短の経路の長さによるものとする。以下同じ。）が、片道2キロメートル未満である者及び第3号に掲げる職員を除く。）

二 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下この項及び次項において「交通用具」という。）を使用することを常例とする職員（交通用具を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が、片道2キロメートル未満である者及び次号に掲げる職員を除く。）

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、交通用具を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用せず、かつ、交通用具を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が、片道2キロメートル未満である者を除く。）

四 前3号に掲げる職員以外の職員で、人事院規則16-0（職員の災害補償）別表第5に掲げる障害に属する程度のものであって、歩行することが著しく困難なため、通勤するために交通機関等を利用し、かつ、運賃等を負担する又は交通用具を使用することを常例とする職員

2 通勤手当の支給の単位は、6か月を超えない範囲内で1か月を単位として別に定める期間（交通用具及び交通用具の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が別に定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。）に係る通勤手当にあっては、1か月。以下「支給単位期間」という。）とし、支給単位期間の通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第1号及び第4号に掲げる職員のうち交通機関等を利用する職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下次項及び第4項において「運賃等相当額」という。）

二 前項第2号及び第4号に掲げる職員のうち交通用具を使用する職員 支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で片道の通勤距離の区分に応じて別に定める額（定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの平均通勤回数が10回に満たない者にあっては、別に定める額に100分の50を乗じて得た額を減じた額）

三 前項第3号及び第4号に掲げる職員のうち交通機関等を利用し、かつ、交通用具を使

用する職員 前2号に定める額の合計額

- 3 機関を異にする異動等により、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で、当該異動等の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下この項において「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善が認められるものを利用し、その利用に係る特急料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とする職員の通勤手当の額は、支給単位期間につき、新幹線鉄道等を利用する経路で算出した前項に定める額に、当該支給単位期間の通勤に要する特急料金等の額に相当する額（第5項において「特急料金等相当額」という。）を加算した額とする。
- 4 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 一 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として別に定める額
 - 二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額
- 5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額、特急料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第1号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
- 6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 7 通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあつては、別に定める期間）に係る最初の月の第16条第2項に定める俸給の支給日（以下この項において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに通勤手当に係る事実が確認できない等の理由のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。
- 8 前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は別に定める。（単身赴任手当）

第28条 単身赴任手当は、機関を異にする異動又は在勤する機関の移転に伴い、住居を移転し、別に定めるやむを得ない事情により同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は機関の移転の直前の住居から当該異動又は機関の移転の直後に在勤する機関に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する機関に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額額は、30,000円（別に定めるところにより算定した職員の住居

と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。

- 3 新たに採用されたことに伴い、住居を移転し、別に定めるやむを得ない事情により同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する機関に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして別に定める職員についても、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

（管理職手当）

第29条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち別に指定する官職にある職員に支給する。

- 2 管理職手当の月額、職務の区分及び等級に応じ別に定める。
- 3 管理職手当は、職員が月の1日から末日までの期間の全日数にわたって、次の各号のいずれかに該当する場合には支給しない。
 - 一 外国に出張中の場合
 - 二 勤務しなかった場合。ただし、公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病により勤務しなかった場合を除く。

（役職手当）

第29条の2 役職手当は、指定職群、一般職群及び技術職群に格付けられる職員のうち、他の職員を指揮する地位にある職員（当該職員に相当する責任を持って業務を遂行する職員を含み、また、前条第1項に規定する官職にある職員を除く。）のうち別に指定する官職にある職員に支給する。

- 2 役職手当の月額、役職に応じ別に定める。
- 3 前条第3項の規定は、役職手当に準用する。

（超過勤務手当）

第30条 超過勤務手当は、職員が正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられて、勤務した全時間に対して支給する。

- 2 前項の規定は、勤務時間規則第13条第1項第2号から第4号までに規定する休日（以下「祝日等の休日」という。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられて、勤務した場合について準用する。
- 3 超過勤務手当の額は、勤務1時間につき、第43条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に掲げる割合（第1号及び第3号においては、その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。
 - 一 第1項に掲げる勤務のうち、正規の勤務時間が割り振られた日（前項の規定により超過勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務 100分の125
 - 二 前項に掲げる勤務 100分の135
 - 三 前2号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135
- 4 定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員が、正規の勤務時間を超えてした

勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項第1号の規定の適用については、次項に掲げる場合を除き、同号中「100分の125」とあるのは、「100分の100」とする。

5 第3項第1号及び第3号並びに次項に掲げる勤務の時間の合計が1か月について60時間を越えた場合において、その超えた時間の勤務に対する第3項第1号及び第3号の規定の適用については、第3項第1号中「100分の125」とあり、及び同項第3号中「100分の135」とあるのは「100分の150」とし、次項の規定の適用については、同項中「第3項第1号に掲げる割合（当該振り替えた日が祝日等の休日であるときは第2項の規定にかかわらず第3項第2号に掲げる割合）」とあるのは「100分の150」とする。

6 調整加給表（別表第6）に定める警備職員の調整加給の支給を受ける職員及び勤務時間規則第3条第9号に規定する職員が、勤務時間規則第15条の規定に基づき勤務を要しない日を勤務を要する日に振り替えた場合であつて、当該振り替えた日における正規の勤務時間において7時間45分を超えて勤務したときは、当該超えた勤務1時間につき、第43条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に第3項第1号に掲げる割合（当該振り替えた日が祝日等の休日であるときは第2項の規定にかかわらず第3項第2号に掲げる割合）を乗じて得た額を支給する。

（夜勤手当）

第31条 夜勤手当は、職員が正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した全時間に対して支給する。

2 前項の規定にかかわらず、第29条第1項の別に指定する官職にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として別に定める職員（以下「特定管理職員」という。）が午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した全時間に対して支給する。

3 夜勤手当の額は、勤務1時間につき、第43条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額とする。ただし、前項の規定により支給する職員の勤務1時間当たりの給与額は、俸給の月額、俸給月額に対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに管理職手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該年度の現日数から勤務時間規則第13条第1項に規定する休日を除いた日数に、7.75を乗じたもので除した額とする。

第32条 削除

（管理職員特別勤務手当）

第33条 特定管理職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務を要しない日又は祝日等の休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、特定管理職員に対し12,000円を超えない範囲内において別に定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあつては、それぞれの額に100分の150を乗じて得た額とする。

3 前2項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

(超過勤務手当に関する規定の適用除外)

第34条 第30条の規定は、特定管理職員には適用しない。

(特殊勤務手当)

第35条 特殊勤務手当は、著しく特殊な勤務に従事する職員に対し、別に定めるところにより支給する。

第36条 削除

(期末手当)

第37条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下本条から第39条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）に、それぞれその日に在職する職員に対し、別に定める日（次条及び第39条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員で別に定めるものについても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、それぞれの基準日における別に定める支給割合を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、期末手当支給割合表（別表第7）に定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき俸給の月額、扶養手当の月額並びに俸給月額と扶養手当の月額との合計額に対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

4 職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して別に定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に官職の職制上の段階等を考慮して別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額（管理又は監督の地位にある職員のうち別に定める職員にあっては、その額に俸給月額に100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

5 育児短時間勤務職員に関する前2項の規定の適用については、これらの規定中「俸給の月額」とあるのは「俸給の月額を算出率で除して得た額」と、「俸給月額」とあるのは「俸給月額を算出率で除して得た額」とし、これによる読替え後の俸給の月額を算出率で除して得た額又は俸給月額を算出率で除して得た額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

第38条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

一 基準日から当該基準日に係る期末手当の支給日の前日までの間に公務員法第82条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員

二 基準日から当該基準日に係る期末手当の支給日の前日までの間に公務員法第76条の規定により失職した職員

三 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に係る期末手当の支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

四 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第39条 給与支給義務者は、支給日に期末手当を給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

二 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、公務員法第90条の2に規定する処分説明書を受領した日から起算すべき期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 給与支給義務者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合

三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、給与支給義務者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 給与支給義務者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6 一時差止処分に対する行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求については、一時差止処分は公務員法第89条第1項に規定する処分と、一時差止処分を受

けた者は同法第90条第1項に規定する職員と、前項の説明書は同法第90条の2の処分説明書とそれぞれみなして、同法第90条から第92条の2までの規定を適用する。

(奨励手当)

第40条 奨励手当は、6月1日及び12月1日(以下本条においてこれらの日を「基準日」という。)に、それぞれその日に在職する職員に対し、別に定める日に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員で別に定めるものについても同様とする。

2 奨励手当の額は、奨励手当基礎額に、それぞれの基準日における別に定める基準により定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、奨励手当の支給総額は、前項の職員の奨励手当基礎額にそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に別に定める割合を乗じて得た額の総額を超えないものとする。

3 前項の奨励手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給の月額並びに俸給月額に対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

4 第37条第4項の規定(同条第5項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)は、第2項の奨励手当基礎額について準用する。この場合において同条第4項中「前項」とあるのは、「第40条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による奨励手当の支給について準用する。この場合において、第38条中「前条第1項」とあるのは「第40条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第40条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する別に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

6 育児短時間勤務職員に関する第3項の規定の適用については、同項中「俸給の月額」とあるのは「俸給の月額を算出率で除して得た額」と、「俸給月額」とあるのは「俸給月額を算出率で除して得た額」とし、これによる読替え後の俸給の月額を算出率で除して得た額又は俸給月額を算出率で除して得た額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(手当の支給方法)

第41条 初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当、管理職手当及び役職手当は、俸給の支給方法に準じて支給する。

2 職員が、月の中途において一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の適用を受ける常勤の国家公務員となった場合におけるその異動した日の属する月の扶養手当は、前項の規定にかかわらずその月分を支給する。

3 超過勤務手当、夜勤手当、管理職員特別勤務手当及び特殊勤務手当は、一の月の分を次の月における俸給の支給日に支給する。この場合、第16条第2項後段、第17条及び第18条の規定を準用する。

第4章 給与の減額等

(給与の減額)

第42条 職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日等の休日である場合、勤務時

間規則第19条第1号に規定する休暇による場合、その他その勤務しないことについて減額しないことの承認を与えられた場合を除き、その勤務しない1時間につき次条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(勤務1時間当たりの給与額)

第43条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給の月額並びに俸給月額に対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を勤務時間規則第4条に規定する1週間当たりの正規の勤務時間数に5.2を乗じたもので除して得た額とする。

2 第30条第3項及び第31条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給の月額、俸給月額に対する地域手当及び広域異動手当の月額、初任給調整手当の月額並びに役職手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を当該年度の現日数から勤務時間規則第13条第1項に規定する休日を除いた日数に7.75を乗じたもの(次項において「当該年度の時間数」という。)で除して得た額とする。

3 定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員の第30条第3項及び第31条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、前項の規定にかかわらず、俸給の月額、俸給月額に対する地域手当及び広域異動手当の月額、初任給調整手当の月額並びに役職手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を当該年度の時間数に、定年前再任用短時間勤務職員にあつては時間割合を、育児短時間勤務職員にあつては算出率を乗じたもので除して得た額とする。

(長期休養者の俸給の減額)

第44条 職員が負傷又は疾病による病気休暇の開始の日から起算して引き続き90日を超えて勤務しないときは、第42条の規定にかかわらず、その期間経過後の当該病気休暇に係る日につき、俸給の月額並びに俸給月額に対する地域手当及び広域異動手当の月額のそれぞれ2分の1を減額する。ただし、公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病の場合を除く。

2 前項に規定する「引き続き90日を超えて勤務しない」期間の算定は、勤務時間規則第22条の規定による病気休暇の期間の取扱いの例によるものとする。

(休職者の給与)

第45条 職員が公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病により公務員法第79条第1号に掲げる事由に該当して休職にされた場合は、その休職の期間中、これに俸給、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当、管理職手当、役職手当、期末手当及び奨励手当の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患等(結核性疾患及び特定疾患治療研究事業について(昭和48年4月17日付け衛発第242号)別紙「特定疾患治療研究事業実施要綱」第3に掲げる対象疾患(都道府県の認定を受けたものに限る。))をいう。)にかかり、公務員法第79条第1号に掲げる事由に該当して休職にされた場合は、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の80を、その休職の期間が満2年を超えて満3年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の40を支給する。

3 職員が前2項以外の心身の故障により、公務員法第79条第1号に掲げる事由に該当して休職にされた場合は、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、

地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の80を支給する。

- 4 職員が公務員法第79条第2号に掲げる事由に該当して休職にされた場合には、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が人事院規則11-4（職員の身分保障）第3条の規定に該当して休職にされた場合は、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
- 6 第2項から前項までの規定の適用を受ける職員には、別に定めるところにより、期末手当を支給することができる。
- 7 休職にされた職員には、前各項に規定する給与以外のいかなる給与も支給しない。
- 8 第6項に規定する期末手当の支給については、第38条及び第39条の規定を準用する。この場合において、第38条中「前条第1項」とあるのは「第45条第6項」と読み替えるものとする。

（育児休業職員の給与）

第46条 育児休業法第3条の規定により育児休業をしている期間については、次の各号に定める場合を除き給与を支給しない。

- 一 第37条に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。
- 二 第40条に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る奨励手当を支給する。

（自己啓発等休業職員の給与）

第46条の2 自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

（配偶者同行休業職員の給与）

第46条の3 配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

（定年前再任用短時間勤務職員の適用除外）

第47条 第10条、第11条第2項から第4項まで、第12条第2項及び第3項、第13条から第15条まで、第21条から第24条まで並びに第25条第4項の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

第5章 非常勤職員の給与

第48条 削除

（非常勤職員の給与）

第49条 第6条に掲げる非常勤職員の給与は、別に定めるところにより、職務の内容及び常時勤務する職員の給与との権衡を考慮して、任命権者が定める。

- 2 前項に規定する給与は、超過勤務手当、夜勤手当、管理職員特別勤務手当及び特殊勤務手当の支給方法に準じて支給する。
- 3 非常勤職員には、第1項に規定するもののほか、別に定めるところにより、職務の内容及び常時勤務する職員の給与との権衡を考慮して、超過勤務手当及び夜勤手当に相当する手当を支給し、通勤手当及び特殊勤務手当に相当する手当を支給することができる。

- 4 非常勤職員には、第1項及び前項に規定するもののほか、別に定めるところにより、期末手当及び奨励手当に相当する手当を支給することができる。
- 5 前項に規定する期末手当及び奨励手当に相当する手当の支給については、第38条及び第39条の規定を準用する。この場合において、第38条中「前条第1項」とあるのは「第49条第4項」と読み替えるものとする。
- 6 期間業務職員には、第1項、第3項及び第4項に規定するもののほか、別に定めるところにより、職務の内容及び常時勤務する職員の給与との権衡を考慮して、扶養手当及び住居手当に相当する手当を支給することができる。

第6章 雑 則

(雑則)

第50条 この規則に定めるもののほか、職員の給与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 独立行政法人国立印刷局（以下「印刷局」という。）の成立の際現に財務省印刷局の職員である者のうち、印刷局の成立の日において引き続き印刷局の職員となったものであって、印刷局の成立の前日において廃止前の印刷局職員給与規程（昭和33年訓令第8号。以下「旧規程」という。）第1条に規定する職員であった者の給与に関する事項は、印刷局の成立の日において第1条に規定する職員の給与に関する事項に相当するものとみなす。この場合において、旧規程の給与に関する事項は、印刷局の成立の時ににおいて印刷局が承継する。
- 3 病院及び健康管理センターの部長の職務経験を有する診療所長の調整加給については、別表第6にかかわらず、理事長の承認を得て、58,000円（育児短時間勤務職員にあっては、これに算出率を乗じて得た額）の調整加給を支給することができる。
- 4 平成15年6月に支給する期末手当に関するこの規則の適用については、第37条第2項及び第46条第1号中「6か月」とあるのは「3か月」と、別表第11期末手当支給割合表中

「

6か月
5か月以上6か月未満
3か月以上5か月未満
3か月未満

とあるのは

」

「

3か月
2か月15日以上3か月未満
1か月15日以上2か月15日未満
1か月15日未満

とする。

」

附 則（平成15年7月7日一部改正）

この規則は、平成15年7月7日から施行する。

附 則（平成15年8月26日一部改正）

（施行日）

- 1 この規則は、平成15年9月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（号俸職員の俸給の切替え）
- 2 施行日において、改正前の独立行政法人国立印刷局職員給与規則（以下「改正前の規則」という。）による俸給表（以下「旧俸給表」という。）に定める号俸を受ける職員（休職者等を含む。）の改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則（以下「改正後の規則」という。）による俸給表（以下「新俸給表」という。）における号俸は、改正前の規則により施行日にその者が受ける号俸と同じ号数の号俸とする。
（俸給表の最高号俸の額を超える俸給月額を受ける職員の切替え等）
- 3 施行日において、旧俸給表の最高号俸の額を超える俸給月額を受ける職員の切替えは、その者が改正前の規則により受ける俸給月額に、その者に適用される旧俸給表の最高号俸の俸給月額とその最高号俸に対応する新俸給表の俸給月額との差額を加算した額とする。ただし、その額が新俸給表の最高号俸の額以下であるときは、その額と同額（同額がないときは、その直近上位の額）の俸給月額及びその俸給月額に対応する号俸とする。
（厚生業務職員の基本給月額の切替え）
- 4 厚生業務職員基本給表の適用を受ける職員の基本給月額の切替えについては、附則第1項から第3項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「俸給月額」とあるのは「基本給月額」と読み替えるものとする。
（年齢別基準等による調整措置）
- 5 年齢、勤続年数等による俸給の調整については、別に定めるところにより行うことができる。
（切替えに伴う調整措置）
- 6 適用日前において実施した初任給の決定、昇格、昇給又は職群を異にする異動等について、改正後の規則に基づき実施したものと比較して著しく均衡を失すると認められる場合には、理事長の承認を得て所要の是正を行うことができる。

（実施細目）

- 7 この規則を実施するために必要な細目的事項は、本局人事労務部長が別に定める。

附 則（平成16年2月20日一部改正）

この規則は、平成16年3月1日から施行する。

附 則（平成16年3月30日一部改正）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年11月26日一部改正）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月3日一部改正）

（施行日）

- 1 この規則は、平成17年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（俸給の切替え）
- 2 施行日において、改正前の独立行政法人国立印刷局職員給与規則による俸給表の号俸及

び俸給月額から改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則（以下「改正後の規程」という。）による俸給表の号俸及び俸給月額への切替えは、施行日における昇任、昇格、定期昇給、特別昇給等の実施前に行う。

（この規則の施行に伴う調整措置）

- 3 施行日前において実施した初任給の決定、昇任、昇格、職群を異にする異動等について、改正後の規程に基づき実施した場合と比較して著しく均衡を失すると認められる場合には、前項による切替え後の号俸及び俸給月額に必要な調整を行うことができる。

（暫定調整額）

- 4 前2項を適用後に受けるべき俸給月額が、施行日の前日において受けるべき俸給月額を下回る場合には、当分の間、当該差額の範囲内で、暫定調整額を支給する。
- 5 暫定調整額は、第11条から第15条までの規定を除き、俸給月額の一部として取り扱うものとする。

（施行日の昇任又は昇格）

- 6 施行日に昇任又は昇格させる場合において、第11条第3項第1号中「昇格した日の前日に受けていた」及び同条第4項中「その前日に受けていた」とあるのは、「施行日において独立行政法人国立印刷局職員給与規則の一部を改正する規則（平成17年規則第7号）附則第2項及び第3項の適用後に受けることとなる」と読み替えるものとする。

（厚生業務職員の基本給月額の切替え）

- 7 厚生業務職員基本給表の適用を受ける職員の基本給月額の切替えについては、附則第1項及び第2項の規定を準用する。この場合において、第2項中「俸給月額」とあるのは「基本給月額」と、「昇任、昇格、定期昇給、特別昇給等」とあるのは「定期昇給、特別昇給等」と読み替えるものとする。

（調整手当の経過措置）

- 8 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の独立行政法人国立印刷局職員給与規則第25条第3項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る調整手当の支給については、なお従前の例による。

（補則）

- 9 この規則を施行するために必要な事項は、別に定める。

附 則（平成17年7月21日一部改正）

この規則中第1条は平成17年7月31日から、第2条は平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年1月10日一部改正）

この規則は、平成18年1月16日から施行する。

附 則（平成18年3月17日一部改正）

（施行日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（俸給の切替え）

- 2 施行日において、改正前の独立行政法人国立印刷局職員給与規則（以下「改正前の規則」という。）による俸給表（以下「旧俸給表」という。）の号俸及び俸給月額から改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則（以下「改正後の規則」という。）による俸給表（以

下「新俸給表」という。)の号俸及び俸給月額への切替えは、施行日における昇任、昇格、定期昇給、特別昇給等の実施前に行う。

(号俸職員の俸給の切替え)

- 3 施行日において、旧俸給表に定める号俸を受ける職員（休職者等を含む。）の新俸給表における号俸は、改正前の規則により施行日にその者が受ける号俸と同じ号数の号俸とする。

(俸給表の最高号俸の額を超える俸給月額を受ける職員の切替え等)

- 4 施行日において、旧俸給表の最高号俸の額を超える俸給月額を受ける職員の切替えは、その者が改正前の規則により受ける俸給月額に、その者が適用される旧俸給表の最高号俸の俸給月額とその最高号俸に対応する新俸給表の俸給月額との差額を減算した額とする。ただし、その額が新俸給表の最高号俸の額以下であるときは、その額と同額（同額がないときは、その直近上位の額）の俸給月額及びその俸給月額に対応する号俸とする。

(切替えに伴う調整措置)

- 5 施行日前において実施した初任給の決定、昇格、昇給又は職群を異にする異動等について、改正後の規則に基づき実施したものと比較して著しく均衡を失すると認められる場合には、理事長の承認を得て所要の是正を行うことができる。

(施行日の昇任又は昇格)

- 6 施行日に昇任又は昇格させる場合において、第11条第3項第1号中「昇格した日の前日に受けていた」及び同条第4項中「その前日に受けていた」とあるのは、「施行日において独立行政法人国立印刷局職員給与規則等の一部を改正する規則（平成18年規則第6号）附則第2項から第5項までの規定の適用後に受けることとなる」と読み替えるものとする。

(地域手当に係る経過措置)

- 7 平成22年3月31日までの間における独立行政法人国立印刷局職員給与規則等の一部を改正する規則（平成19年規則第12号）による改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則（次項から第10項までにおいて「改正後の規則」という。）第25条第2項第1号及び第4項の規定の適用については、同号及び同項中「100分の9」とあるのは「100分の9を超えない範囲内で別に定める割合」とする。
- 8 改正後の規則第25条第1項第2号に定める地域に在勤する職員に係る地域手当の支給割合は、この項の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、平成22年3月31日までの間、同条第2項に規定する地域手当の支給割合に、100分の1.5を超えない範囲内で別に定める割合を加えて得た割合とする。
- 9 改正後の規則第25条第1項第3号から第6号までに定める地域に在勤する職員に係る地域手当の支給割合は、この項の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、平成22年3月31日までの間、同条第2項に規定する地域手当の支給割合に、100分の1を超えない範囲内で別に定める割合を加えて得た割合とする。
- 10 改正後の規則第25条第1項第2号から第6号までに定める地域に在勤する職員が、地域手当の支給割合（同条第2項各号に掲げる割合をいう。以下同じ。）が異なる地域に異動した場合（当該異動の前日に在勤していた地域と同一の地域手当の支給割合の地域に

引き続き6か月を超えて在勤している場合に限る。)において、当該異動の直後に在勤する地域に係る地域手当の支給割合が、前2項に定める支給割合に達しないこととなるとき又は当該異動の直後に在勤する地域が同条第1項に定める地域に該当しないこととなるときは、平成22年3月31日までの間、当該職員には、前2項の規定にかかわらず、当該異動の日から3年を経過するまでの間、当該異動の日の前日に在勤していた地域に在勤するものとした場合に前2項の規定により支給されることとなる地域手当を支給する。

- 1 1 この規則の施行の際現に改正前の規則第25条第3項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動に係る地域手当の支給に関する改正後の規則第25条第3項の適用については、同項中「前項各号に掲げる割合」とあるのは「前項各号に掲げる割合（独立行政法人国立印刷局職員給与規則等の一部を改正する規則（平成18年規則第6号。以下「平成18年改正規則」という。）附則第7項、第9項及び第10項の規定の適用を受ける場合は、同項適用後の割合）」と、「6か月を超えて在勤している場合」とあるのは「6か月を超えて在勤している場合（独立行政法人国立印刷局職員給与規則の一部を改正する規則（平成17年規則第7号）附則第8項の適用を受ける者を除く。）」と、「当該異動の日から3年を経過するまでの間」とあるのは「平成18年改正規則の施行日から当該異動の日の3年後の前日までの間」とする。
- 1 2 前5項に規定するもののほか、地域手当に関し必要な経過措置は、別に定める。
- 1 3 施行日の前日において、現に改正前の規則別表第6の電気主任技術者の項に規定する調整加給の支給を受けている者については、当分の間、改正前の規則別表第6の電気主任技術者の項に規定する調整加給（国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第13条第1項に規定する育児短時間勤務職員にあっては、その額に独立行政法人国立印刷局職員給与規則第9条第3項に規定する算出率を乗じて得た額）を支給する。（実施細目）

- 1 4 この規則を実施するために必要な細目的事項は、本局人事労務部長が定める。

附 則（平成18年11月29日一部改正）

（施行日）

- 1 この規則は、平成19年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（俸給の切替え）
- 2 施行日において、改正前の独立行政法人国立印刷局職員給与規則（以下「改正前の規則」という。）による等級、俸給表の号俸及び俸給月額から改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則（以下「改正後の規則」という。）による等級、俸給表の号俸及び俸給月額への切替えは、施行日における昇任、昇格、特別昇給等の実施前に行う。
- 3 施行日において、改正前の規則により次の表の左欄に掲げる職群及び等級に格付けられ、同欄に掲げる俸給表の適用を受けていた職員（休職者等を含む。）は、次の表の右欄に掲げる改正後の規則の職群及び等級に格付けられ、同欄に掲げる俸給表の適用を受けるものとする。

改正前の規則			改正後の規則		
職群	等級	俸給表	職群	等級	俸給表
指定	特4	G1	指定	4	G

	4	G			
一般	2	B	一般	2	B
	3	A			
技能（一）	2	B	技能（一）	2	B
	3	A			
技能（二）	2	B	技能（二）	2	B
	3	A			
研究	特 2	G 1	研究	2	G
	2	G			
研究	6	B	研究	6	B
	7	A			

- 4 施行日において、改正前の規則による俸給表（以下「旧俸給表」という。）に定める号俸を受ける職員（休職者等を含む。）の改正後の規則による俸給表（以下「新俸給表」という。）における号俸は、改正前の規則により施行日の前日にその者が受ける号俸の俸給月額と同額（同額がないときは、その直近上位の額）の俸給月額の号俸とする。

（俸給表の最高号俸の額を超える俸給月額を受ける職員の切替え等）

- 5 施行日において、旧俸給表の最高号俸の額を超える俸給月額を受ける職員の切替えは、その者が改正前の規則により施行日の前日に受ける俸給月額と同額とする。ただし、その額が新俸給表の最高号俸の額以下であるときは、その額と同額（同額がないときは、その直近上位の額）の俸給月額及びその俸給月額に対応する号俸とする。

（この規則の施行に伴う調整措置）

- 6 施行日前において実施した初任給の決定、昇任、昇格、職群を異にする異動等について、改正後の規則に基づき実施した場合と比較して著しく均衡を失すると認められる場合には、附則第4項による切替え後の号俸及び俸給月額に必要な調整を行うことができる。

（補則）

- 7 この規則を施行するために必要な細目的事項は、本局人事労務部長が定める。

附 則（平成18年11月30日一部改正）

この規則は、平成18年12月11日から施行する。

附 則（平成19年3月29日一部改正）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年7月31日一部改正）

この規則は、平成19年7月31日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成19年12月27日一部改正）

この規則は、平成19年12月27日から施行し、平成19年9月1日から適用する。

附 則（平成20年3月25日一部改正）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月2日一部改正）

（施行期日等）

第1条 この規則は、平成20年9月2日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則（以下「給与規則」という。）及び第3条の規定による改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則の一部を改正する規則の規定は平成20年4月1日（以下「切替日」という。）から、第2条の規定による改正後の給与規則及び第4条の規定による改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則の一部を改正する規則の規定は平成20年4月2日から適用する。

（非常勤職員の手当額の改定）

第2条 任命権者は、この規則による常勤職員の給与の改定を考慮して、改正後の給与規則第6条第2号に定める非常勤職員の手当額を改定することができる。

（俸給の切替えに伴う調整措置）

第3条 切替日前において実施した初任給の決定、昇格、昇給又は職群を異にする異動等について、改正後の給与規則に基づき実施したものと比較して著しく均衡を失すると認められる場合には、理事長の承認を受けて所要の是正を行うことができる。

（実施細目）

第4条 俸給の切替えその他この規則を施行するために必要な細目的事項は、本局人事労務部長が定める。

（給与の内払）

第5条 切替日以後に改正前の給与規則に基づき支払われた給与は、改正後の給与規則による給与の内払とみなす。

附 則（平成20年12月10日一部改正）

この規則は、平成21年2月1日から施行する。

附 則（平成21年3月24日一部改正）

（施行日）

第1条 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

（施行に伴う調整措置）

第2条 施行日前において実施した昇格又は昇任等について、改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則に基づき実施したものと比較して著しく均衡を失すると認められる場合には、理事長の承認を得て所要の是正を行うことができる。

附 則（平成21年11月30日一部改正）

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成22年3月18日一部改正）

（施行日）

第1条 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（特別な場合の地域手当の設定）

第2条 この規則による改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則第25条の規定にかかわらず、同条第1項各号に掲げる地域以外の地域に在勤する職員について、同条第1項及び第2項が適用される職員との均衡上、地域手当を支給することが必要と認められる場合には、理事長はその地域及び地域手当の支給額を別に定めることができる。

附 則（平成22年11月29日一部改正）

（施行日）

第1条 この規則は、平成22年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

ただし、第9条第1項を改める規定及び別表第3を改める規定は、平成23年4月1日か

ら施行する。

(俸給月額の特例)

第2条 平成22年12月1日から平成23年3月31日までの間、俸給表J、俸給表K及び俸給表Lの適用を受ける職員（再任用職員を除く。以下「特定職員」という。）の俸給月額は、この規則による改正前の独立行政法人国立印刷局職員給与規則別表第3にかかわらず、同表に規定されている俸給月額から次の表の俸給表及び号俸の区分に応じて掲げる額を減じて得た額とする。

俸給表	号 俸	金 額
J	1号俸	300円
	2号俸	400円
	3号俸から6号俸まで	500円
	7号俸から10号俸まで	600円
	11号俸から54号俸まで	700円
	55号俸から77号俸まで	800円
K	1号俸から30号俸まで	700円
	31号俸から69号俸まで	800円
L	1号俸から37号俸まで	900円

附 則（平成23年3月29日一部改正）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月28日一部改正）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月21日一部改正）

(施行日)

第1条 この規則は、平成24年10月1日から施行する。

(施行に伴う調整措置)

第2条 施行日前において実施した昇格、昇任等について、改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則に基づき実施したものと比較して著しく均衡を失すると認められる場合には、理事長の承認を得て所要の是正を行うことができる。

附 則（平成25年3月19日一部改正）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

第1条 この規則は、平成25年6月30日から施行する。

(実施細目)

第2条 この規則を施行するために必要な細目的事項は、本局人事労務部長が定める。

附 則（平成26年2月18日一部改正）

この規則は、平成26年2月21日から施行する。

附 則（平成26年3月28日一部改正）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月2日一部改正）

(施行期日等)

第1条 この規則は、平成26年9月2日から施行し、改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則（以下「改正後の規則」という。）の別表第3の規定は平成26年4月1日（以下「切替日」という。）から適用し、別表第4の規定は平成26年4月2日から適用する。

(俸給の切替え)

第2条 切替日において、改正前の独立行政法人国立印刷局職員給与規則（以下「改正前の規則」という。）による俸給表（以下「旧俸給表」という。）に定める号俸を受ける職員（休職者等を含む。）の改正後の規則による俸給表（以下「新俸給表」という。）における号俸は、改正前の規則により切替日にその者が受ける号俸と同じ号数の号俸とする。ただし、次の各号に掲げる俸給表の適用を受ける職員の新俸給表における号俸は、当該各号に定めるところによる。

- 一 俸給表F 改正前の規則により施行日にその者が受ける号俸の号数から4号減じた号数の号俸
- 二 俸給表G、I及びJ 改正前の規則により施行日にその者が受ける号俸の号数から8号減じた号数の号俸

2 切替日において、旧俸給表の最高号俸の額を超える俸給月額を受ける職員の切替えは、切替日にその者が受ける俸給月額に、その者に適用される旧俸給表の最高号俸の俸給月額と前項の規定に基づく当該号俸に対応する新俸給表の号俸の俸給月額の差額を加算した額とする。ただし、その額が新俸給表の最高号俸の額以下であるときは、その額と同額（同額がないときは、その直近上位の額）の俸給月額及びその俸給月額に対応する号俸とする。

(俸給の切替えに伴う調整措置)

第3条 切替日前において実施した初任給の決定、昇格、昇給又は職群を異にする異動等について、改正後の規則に基づき実施したものと比較して著しく均衡を失すると認められる場合には、理事長の承認を受けて所要の是正を行うことができる。

(非常勤職員の手当額の改定)

第4条 任命権者は、この規則による常勤職員の給与の改定を考慮して、改正後の給与規則第6条に定める非常勤職員の手当額を改定することができる。

(実施細目)

第5条 俸給の切替えその他この規則を施行するために必要な細目的事項は、本局人事労務部長が定める。

(給与の内払)

第6条 切替日以後に改正前の規則に基づき支払われた給与は、改正後の規則による給与の内払とみなす。

附 則（平成26年11月25日一部改正）

この規則は、平成26年11月25日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（平成27年3月17日一部改正）

(施行日)

第1条 この規則は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(俸給の切替え)

第2条 施行日において、この規則による改正前の独立行政法人国立印刷局職員給与規則（以下「改正前の規則」という。）による俸給表（以下「旧俸給表」という。）の号俸及び俸給月額からこの規則による改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則（以下「改正後の規則」という。）による俸給表（以下「新俸給表」という。）の号俸及び俸給月額への切替えは、施行日における昇任、昇格、定期昇給、特別昇給等の実施前に行う。

（号俸職員の俸給の切替え）

第3条 施行日において、旧俸給表に定める号俸を受ける職員（休職者等を含む。）の新俸給表における号俸は、改正前の規則により施行日にその者が受ける号俸と同じ号俸とする。

（俸給の最高号俸の額を超える俸給月額を受ける職員の切替え等）

第4条 施行日において、旧俸給表の最高号俸の額を超える俸給月額を受ける職員の切替えは、その者が改正前の規則により施行日の前日に受ける俸給月額にその者が適用される旧俸給表の最高号俸の俸給月額とその最高号俸に対応する新俸給表の俸給月額との差額を減算した額とする。

（この規則の施行に伴う調整措置）

第5条 施行日前において実施した昇格、昇任等について、改正後の規則に基づき実施したものと比較して著しく均衡を失すると認められる場合には、理事長の承認を得て所要の是正を行うことができる。

（暫定調整額）

第6条 附則第2条から第5条までの規定の適用後に受けるべき俸給月額が、施行日の前日において受けるべき俸給月額を下回る場合には、平成30年3月31日までの間、当該差額の範囲内で、暫定調整額を支給する。

第7条 暫定調整額は、改正後の規則第11条から第15条までの規定を除き、俸給月額の一部として取り扱うものとする。

（施行日の昇任又は昇格）

第8条 施行日に昇任又は昇格させる場合において、改正後の規則第11条第3項第1号中「昇格した日の前日に受けていた」及び同条第4項中「その前日に受けていた」とあるのは「施行日において独立行政法人国立印刷局職員給与規則の一部を改正する規則（平成27年規則第2号）附則第2条から第5条までの規定の適用後に受けることとなる」と読み替えるものとする。

（地域手当に係る経過措置）

第9条 平成30年3月31日までの間における改正後の規則第25条第2項各号及び第4項の規定の適用については、第2項第1号及び第4項中「100分の12」とあるのは「100分の12を超えない範囲で別に定める割合」と、同条第2項第2号中「100分の9」とあるのは「100分の9を超えない範囲で別に定める割合」と、同項第3号中「100分の6」とあるのは「100分の6を超えない範囲で別に定める割合」と、同項第4号中「100分の3.6」とあるのは「100分の3.6を超えない範囲で別に定める割合」とする。

第10条 この規則の施行の際現に改正前の規則第25条第3項の規定の適用を受けている職員には、同項の規定にかかわらず、当該適用に係る異動の日から3年を経過するまでの間、俸給月額、扶養手当の月額及び管理職手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間

の区分に応じて、当該異動の日の前日に在勤していた地域に係る前条に規定する割合に当該各号に定める割合を乗じて得た月額地域手当を支給する。

一 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間 100分の100

二 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間 100分の80

第11条 この規則の施行の際現に改正前の規則第25条第1項第2号から第6号までに掲げる地域に在勤し、平成24年4月2日から平成27年3月31日までの間に異なる同項各号に掲げる地域から異動した職員については、前2条の規定を準用する。

第12条 前3条に規定するもののほか、地域手当に関し必要な経過措置は、別に定める。
(広域異動手当に係る経過措置)

第13条 職員が平成24年4月2日から平成27年3月31日までの間にその在勤する機関を異にして異動した場合には、改正後の規則第25条の2の規定を適用し、広域異動手当を支給する。この場合において、改正後の規則第25条の2第1項中「当該異動等の日から3年を経過する日」とあるのは「独立行政法人国立印刷局職員給与規則の一部を改正する規則(平成27年規則第2号)の施行日から当該異動の日の3年後の前日までの間」と読み替えるものとする。

第14条 削除
(実施細目)

第15条 この規則を実施するために必要な細目的事項は、本局総務部長が定める。

附 則 (平成27年9月2日一部改正)

(施行期日等)

第1条 この規則は、平成27年9月2日から施行し、改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則(以下「改正後の規則」という。)の別表第3の規定は平成27年4月1日(以下「切替日」という。)から適用し、別表第4の規定は平成27年4月2日から適用する。

(俸給の切替えに伴う調整措置)

第2条 切替日前において実施した初任給の決定、昇格、昇給又は職群を異にする異動等について、改正後の規則に基づき実施したものと比較して著しく均衡を失すると認められる場合には、理事長の承認を受けて所要の是正を行うことができる。

(非常勤職員の給与額の改定)

第3条 任命権者は、この規則による常勤職員の給与の改定を考慮して、改正後の規則第6条に定める非常勤職員の給与額を改定することができる。

(実施細目)

第4条 俸給の切替えその他この規則を施行するために必要な細目的事項は、本局総務部長が定める。

(給与の内払)

第5条 切替日以後に改正前の独立行政法人国立印刷局職員給与規則に基づき支払われた給与は、改正後の規則による給与の内払とみなす。

附 則 (平成28年3月23日一部改正)

(施行日)

第1条 この規則は平成28年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第1条中独立行政法人国立印刷局職員給与規則第30条の改正規定(同条第4項に係る部

分を除く。)及び別表第6の改正規定は、同年3月27日から施行する。

(昇格加算号数に係る経過措置)

第2条 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間、改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則(以下「改正後の規則」という。)による昇格加算号数表(イ)及び(ロ)で定める加算号数の欄の号数は、表の加算号数の欄で定める号数を超えない範囲で別に定める。

(この規則の施行に伴う調整措置)

第3条 施行日前において実施した昇格、昇任等について、改正後の規則に基づき実施したものと比較して著しく均衡を失すると認められる場合には、理事長の承認を得て所要の是正を行うことができる。

(実施細目)

第4条 この規則を実施するために必要な細目的事項は、本局総務部長が定める。

附 則(平成28年8月30日一部改正)

(施行期日等)

第1条 この規則は、平成28年8月30日から施行し、平成28年4月1日(以下「切替日」という。)から適用する。

(非常勤職員の給与額の改定)

第2条 任命権者は、この規則による常勤職員の給与の改定を考慮して、改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則(以下「改正後の規則」という。)第6条に定める非常勤職員の給与額を改定することができる。

(実施細目)

第3条 俸給の切替えその他この規則を施行するために必要な細目的事項は、本局総務部長が定める。

(給与の内払)

第4条 切替日以後に改正前の独立行政法人国立印刷局職員給与規則に基づき支払われた給与は、改正後の規則による給与の内払とみなす。

附 則(平成28年9月29日一部改正)

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則(平成28年12月20日一部改正)

(施行日)

第1条 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(扶養手当の経過措置)

第2条 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後の給与規則第23条第1項ただし書の規定は、適用しない。

2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、改正後の給与規則第23条第3項の適用については、「5,000円(俸給表Kの適用を受ける職員(以下「俸給表K職員」という。)にあっては2,500円)、同項第2号の扶養親族については一人につき7,700円」とあるのは、「10,000円(俸給表Kの適用を受ける職員(以下「俸給表K職員」という。)及び俸給表L職員にあっては9,000円)、同項第2号の扶養親族のうち二人までについては一人につき5,200円(職員に配偶者がいない場合にあって

はそのうち一人については9,000円)、その他の扶養親族については一人につき3,500円」とする。

3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の給与規則第23条第3項の適用については、「5,000円(俸給表Kの適用を受ける職員(以下「俸給表K職員」という。)にあっては2,500円)、同項第2号の扶養親族については一人につき7,700円」とあるのは、「8,500円(俸給表Kの適用を受ける職員(以下「俸給表K職員」という。)にあっては7,000円、俸給表L職員にあっては6,000円)、同項第2号の扶養親族のうち二人までについては一人につき5,900円(職員に配偶者が不在の場合にあってはそのうち一人については8,500円)、その他の扶養親族については一人につき5,500円」とする。

4 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後の給与規則第23条第3項の適用については、「5,000円(俸給表Kの適用を受ける職員(以下「俸給表K職員」という。)にあっては2,500円)、同項第2号の扶養親族については一人につき7,700円」とあるのは、「7,000円(俸給表Kの適用を受ける職員(以下「俸給表K職員」という。)にあっては4,500円、俸給表L職員にあっては3,000円)、同項第2号の扶養親族については一人につき6,700円(職員に配偶者が不在の場合にあってはそのうち一人については8,000円)」とする。

第3条 平成32年3月31日までの間における改正後の給与規則第24条の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成29年8月30日一部改正)

(施行期日等)

第1条 この規則は、平成29年8月30日から施行し、平成29年4月1日(以下「切替日」という。)から適用する。

(非常勤職員の給与額の改定)

第2条 任命権者は、この規則による常勤職員の給与の改定を考慮して、改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則(以下「改正後の規則」という。)第6条に定める非常勤職員の給与額を改定することができる。

(実施細目)

第3条 俸給の切替えその他この規則を施行するために必要な細目的事項は、本局総務部長が定める。

(給与の内払)

第4条 切替日以後に改正前の独立行政法人国立印刷局職員給与規則に基づき支払われた給与は、改正後の規則による給与の内払とみなす。

附 則(平成30年3月20日一部改正)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年8月29日一部改正)

(施行期日等)

第1条 この規則は、平成30年8月29日から施行し、平成30年4月1日(以下「切替日」という。)から適用する。

(非常勤職員の給与額の改定)

第2条 任命権者は、この規則による常勤職員の給与の改定を考慮して、改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則（以下「改正後の規則」という。）第6条に定める非常勤職員の給与額を改定することができる。

（実施細目）

第3条 俸給の切替えその他この規則を施行するために必要な細目的事項は、本局総務部長が定める。

（給与の内払）

第4条 切替日以後に改正前の独立行政法人国立印刷局職員給与規則に基づき支払われた給与は、改正後の規則による給与の内払とみなす。

附 則（平成31年3月20日一部改正）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年8月28日一部改正）

（施行期日等）

第1条 この規則は、令和元年8月28日から施行し、平成31年4月1日（以下「切替日」という。）から適用する。

（非常勤職員の給与額の改定）

第2条 任命権者は、この規則による常勤職員の給与の改定を考慮して、改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則（以下「改正後の規則」という。）第6条に定める非常勤職員の給与額を改定することができる。

（実施細目）

第3条 俸給の切替えその他この規則を施行するために必要な細目的事項は、本局総務部長が定める。

（給与の内払）

第4条 切替日以後に改正前の独立行政法人国立印刷局職員給与規則に基づき支払われた給与は、改正後の規則による給与の内払とみなす。

附 則（令和元年11月28日一部改正）

（施行期日等）

第1条 この規則は、令和元年11月28日から施行し、令和元年9月14日から適用する。

（期末手当及び奨励手当の経過措置）

第2条 施行日前に旧公務員法第38条第1号に該当して同法第76条の規定により失職した職員に係る期末手当及び奨励手当の支給については、改正後の給与規則第37条第1項及び第3項、第38条第2号並びに第40条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月17日一部改正）

（施行期日等）

第1条 この規則は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（住居手当に関する経過措置）

第2条 この規則による改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則（以下「改正後の規則」という。）第26条の規定にかかわらず、施行日の前日において改正前の独立行政法人国立印刷局職員給与規則（以下「改正前の規則」という。）第26条の規定により、住

居手当の支給を受ける職員（令和2年3月2日から同月31日までの間に新たに改正前の規則第26条の適用となった職員を除く。）のうち、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。）を支払っているものに対しては、施行日から令和4年3月31日までの間、次の各号に掲げる期間の区分に応じて、当該各号に定める額の住居手当を支給する。

一 施行日から令和3年3月31日までの間 改正前の規則第26条の規定による住居手当の月額に相当する額（以下「旧手当額」という。）

二 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間 改正後の規則第26条の規定により算出される住居手当の月額に相当する額が旧手当額から減額となる職員については、旧手当額から減額となる額の2分の1の額を控除した額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）

（家賃の月額に変更があった場合の旧手当額）

第3条 前条に定める旧手当額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を基礎として改正前の規則第26条の規定により算出される住居手当の月額に相当する額とする。

一 変更後の家賃の月額が当該変更前に支給されていた前条の規定による住居手当の月額の算出の基礎となった家賃額（以下「旧家賃月額」という。）より高い場合 旧家賃月額

二 変更後の家賃の月額が旧家賃月額より低い場合 変更後の家賃の月額

附 則（令和3年3月18日一部改正）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月18日一部改正）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年8月31日一部改正）

（施行期日等）

第1条 この規則は、令和4年8月31日から施行し、令和4年4月1日（以下「切替日」という。）から適用する。

（非常勤職員の給与額の改定）

第2条 任命権者は、この規則による常勤職員の給与の改定を考慮して、改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則（以下「改正後の規則」という。）第6条に定める非常勤職員の給与額を改定することができる。

（初任給調整手当）

第3条 当分の間、改正後の規則第21条に規定する初任給調整手当は、同条に定める職員のほか、社会一般の情勢及び採用の状況等からみて人材の確保等を図る特別の事情があると認められる職員に対し支給する。

（実施細目）

第4条 俸給の切替えその他この規則を施行するために必要な細目的事項は、本局総務部長が定める。

（給与の内払）

第5条 切替日以後に改正前の独立行政法人国立印刷局職員給与規則に基づき支払われた

給与は、改正後の規則による給与の内払とみなす。

附 則（令和５年３月２８日一部改正）

（施行日）

第１条 この規則は、令和５年４月１日から施行する。

（６０歳に達した職員の俸給月額）

第２条 当分の間、職員の俸給月額は、当該職員が６０歳に達した日後における最初の４月１日（以下附則第４条において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、この規則による改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則（以下「給与規則」という。）第５条第１項、第１０条第１項及び第１３条第１項の規定により当該職員の属する職務の等級並びに同規則第１０条第２項、第３項、第１３条第２項、第１４条及び第１５条の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に、５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。）とする。

第３条 前条の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- 一 臨時的職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員
- 二 国家公務員法（昭和２２年法律第１２０号。以下「公務員法」という。）第８１条の５第１項又は第２項の規定により同法第８１条の２第１項に規定する異動期間（同法第８１条の５第１項又は第２項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同法第８１条の２第１項に規定する管理監督職を占める職員
- 三 国立印刷局職員の定年に関する規則（平成１５年規則第５０号）第２条に規定する職員
- 四 公務員法第８１条の７第１項又は第２項の規定により勤務している職員（同法第８１条の６第１項に規定する定年退職日において前条の規定が適用されていた職員を除く。）
（管理監督職勤務上限年齢調整額）

第４条 公務員法第８１条の２第３項に規定する他の官職への降任等をされた職員であって、当該他の官職への降任等をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第２条の規定により当該職員の受ける俸給月額（以下「特定日俸給月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた俸給月額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に、５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。以下「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（別に定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第２条の規定により当該職員の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。

第５条 異動日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（附則第２条の規定の適用を受ける職員に限り、前条に規定する職員を除く。）であって、同条の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、別に定めるところにより、前条の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。

第6条 前2条の規定による俸給の額と当該俸給を支給される職員の受ける俸給月額との合計額が当該職員の属する等級における最高号俸の俸給月額を超える場合における前2条の規定の適用については、附則第4条中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは、「最高号俸の俸給月額と当該職員の受ける俸給月額」とする。

第7条 附則第4条又は附則第5条の規定による俸給を支給される職員以外の附則第2条の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、附則第4条又は附則第5条の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。

(管理監督職勤務上限年齢調整額を支給される職員の俸給月額)

第8条 附則第4条、附則第5条又は前条の規定による俸給を支給される職員に対する給与規則第37条第4項(同規則第40条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第37条第4項中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と附則第4条、附則第5条又は附則第7条の規定による俸給の額との合計額」とする。

(適用除外)

第9条 附則第2条から前条までの規定は、国家公務員法等の一部を改正する法律(令和3年法律第61号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

(60歳に達した職員の調整加給)

第10条 当分の間、附則第2条の適用を受ける職員に対する調整加給は、給与規則別表第6に規定する額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

(暫定再任用職員)

第11条 令和3年改正法附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員(次条に規定する職員を除く。以下この条において同じ。)の俸給月額は、俸給表に定める定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額とする。

2 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、給与規則第5条及び第47条の規定を適用する。

(暫定再任用短時間勤務職員)

第12条 令和3年改正法附則第7条第1項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、給与規則第5条、第6条、第9条第2項、第19条第3項、第27条第2項、第30条第4項、第43条第3項及び第47条の規定を適用する。

(育児短時間勤務職員)

第13条 附則第2条の規定の適用を受ける職員のうち、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号)第13条第1項に規定する育児短時間勤務職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)の俸給月額は、附則第2条の規定により算出される額に、給与規則第9条第3項に規定する算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

2 育児短時間勤務職員に対する附則第10条の規定の適用については、同条に規定する額

に算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(実施細目)

第14条 この規則を実施するために必要な細目的事項は、本局総務部長が定める。

附 則 (令和5年8月30日一部改正)

(施行期日等)

第1条 この規則は、令和5年8月30日から施行し、令和5年4月1日（以下「切替日」という。）から適用する。

(非常勤職員の給与額の改定)

第2条 任命権者は、この規則による常勤職員の給与の改定を考慮して、改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則（以下「改正後の規則」という。）第6条に定める非常勤職員の給与額を改定することができる。

(実施細目)

第3条 俸給の切替えその他この規則を施行するために必要な細目的事項は、本局総務部長が定める。

(給与の内払)

第4条 切替日以後に改正前の独立行政法人国立印刷局職員給与規則に基づき支払われた給与は、改正後の規則による給与の内払とみなす。

附 則 (令和6年3月11日一部改正)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年8月28日一部改正)

(施行期日等)

第1条 この規則は、令和6年8月28日から施行し、令和6年4月1日（以下「切替日」という。）から適用する。

(非常勤職員の給与額の改定)

第2条 任命権者は、この規則による常勤職員の給与の改定を考慮して、改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則（以下「改正後の規則」という。）第6条に定める非常勤職員の給与額を改定することができる。

(実施細目)

第3条 俸給の切替えその他この規則を施行するために必要な細目的事項は、本局総務部長が定める。

(給与の内払)

第4条 切替日以後に改正前の独立行政法人国立印刷局職員給与規則に基づき支払われた給与は、改正後の規則による給与の内払とみなす。

附 則 (令和7年3月3日一部改正)

この規則は、令和7年3月3日から施行する。

附 則 (令和7年4月1日一部改正)

第1条 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(扶養手当に係る経過措置)

第2条 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における改正後の規則第23

条の規定の適用については、同条第1項中「支給する」とあるのは「支給する。ただし、次項第5号に係る扶養手当は、俸給表K及びLの適用を受ける職員に対しては、支給しない」と、同条第2項中「四 重度心身障害者」とあるのは「／四 重度心身障害者／五 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」と、同条第3項中「10,000円」とあるのは「8,800円、同項第5号の扶養親族については、2,500円」とする。

（地域手当に係る経過措置）

第3条 令和9年3月31日までの間における改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則（以下「改正後の規則」という。）第25条第2項各号の規定の適用については、同条第2項第3号中「100分の7」とあるのは「100分の7を超えない範囲で別に定める割合」と、同項第4号中「100分の5」とあるのは「100分の5を超えない範囲で別に定める割合」と、同項第5号中「100分の3」とあるのは「100分の3.6を超えない範囲で別に定める割合」とする。

2 令和7年4月1日の前日までに独立行政法人国立印刷局職員給与規則の一部を改正する規則（令和7年規則第16号。以下「令和7年改正規則」という。）による改正前の規則第25条第3項に規定する異動のあった職員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第60条の2第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）及び国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）を除く。）については、改正後の規則第25条第3項本文中「地域手当の支給割合（前項各号に掲げる割合をいう。以下同じ。）」とあるのは「地域手当の支給割合（前項各号に掲げる割合又は令和7年改正規則附則第3条第1項による読替え後の前項各号に掲げる割合をいう。以下同じ。）」と、「前2項」とあるのは「前2項又は令和7年改正規則附則第3条第1項」と、「3年」とあるのは「2年」と、同項第1号中「前項の支給割合（異動前の支給割合が当該異動の日以後に前項各号に掲げる割合の変更により当該異動の日の前日の異動前の支給割合を超えた場合にあっては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号において同じ。）」とあるのは「前項の支給割合（異動前の支給割合が当該異動の後に令和7年改正規則附則第3条第1項による読替え後の前項各号に掲げる割合により当該異動の日の前日の異動前の支給割合を超えた場合にあっては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号において同じ。）」と、同項中「／二 当該異動の日から同日以後2年を経過するまでの期間（前号に掲げる期間を除く。） 前号に掲げる支給割合に100分の80を乗じた割合／三 当該異動の日から同日以後3年を経過するまでの期間（前2号に掲げる期間を除く。） 第1号に掲げる支給割合に100分の60を乗じた割合」とあるのは「／二 当該異動の日から同日以後2年を経過するまでの期間（前号に掲げる期間を除く。） 前号に掲げる支給割合に100分の80を乗じた割合」として、同項の規定を適用する。

3 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に改正後の規則第25条第3項に規定する異動のあった職員については、同項中「在勤する地域に係る地域手当の支給割合」とあるのは「在勤する地域に係る地域手当の支給割合（前項各号に掲げる割合又は令和7年改正規則附則第3条第1項による読替え後の前項各号に掲げる割合をいう。）」と、「在

勤していた地域に係る地域手当の支給割合」とあるのは「在勤していた地域に係る地域手当の支給割合（前項各号に掲げる割合又は令和 7 年改正規則附則第 3 条第 1 項による読替え後の前項各号に掲げる割合をいう。）」と、「前 2 項」とあるのは「前 2 項又は令和 7 年改正規則附則第 3 条第 1 項」として、同項の規定を適用する。

- 4 令和 9 年 3 月 3 1 日までの間における改正後の規則第 2 5 条の 2 の規定の適用については、第 3 項中「第 2 5 条」とあるのは「第 2 5 条又は令和 7 年改正規則附則第 3 条第 1 項」とする。

（単身赴任手当に係る経過措置）

第 4 条 改正後給与規則第 2 8 条第 3 項の規定は、令和 7 年 4 月 1 日前に新たに採用され職員となった者にも適用する。

附 則 （令和 7 年 9 月 1 日一部改正）

（施行期日等）

第 1 条 この規則は、令和 7 年 9 月 1 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）から適用する。

（非常勤職員の給与額の改定）

第 2 条 任命権者は、この規則による常勤職員の給与の改定を考慮して、改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則（以下「改正後の規則」という。）第 6 条に定める非常勤職員の給与額を改定することができる。

（実施細目）

第 3 条 俸給の切替えその他この規則を施行するために必要な細目的事項は、本局総務部長が定める。

（給与の内払）

第 4 条 切替日以後に改正前の独立行政法人国立印刷局職員給与規則に基づき支払われた給与は、改正後の規則による給与の内払とみなす。

附 則 （令和 8 年 3 月 9 日一部改正）

第 1 条 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この規則による改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則別表第 6 及び国立印刷局手当支給等規則第 1 4 条第 1 号から同条第 1 4 号までの規定については、令和 8 年 3 月 9 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用し、この規則による改正後の独立行政法人国立印刷局手当支給等規則第 2 条の規定については、令和 8 年 3 月 9 日から施行し、令和 7 年 1 0 月 1 日から適用する。

第 2 条 （略）

附 則 （令和 8 年 8 月 3 1 日一部改正）

（施行期日等）

第 1 条 この規則は、令和 8 年 8 月 3 1 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）から適用する。

（非常勤職員の給与額の改定）

第 2 条 任命権者は、この規則による常勤職員の給与の改定を考慮して、改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則（以下「改正後の規則」という。）第 6 条に定める非常勤職員の給与額を改定することができる。

(実施細目)

第3条 俸給の切替えその他この規則を施行するために必要な細目的事項は、本局総務部長が定める。

(給与の内払)

第4条 切替日以後に改正前の独立行政法人国立印刷局職員給与規則に基づき支払われた給与は、改正後の規則による給与の内払とみなす。

別表第 1

職 群 分 類 基 準 表

職 群 名	適 用 職 務
指 定 職 群	独立行政法人国立印刷局職制規則（平成 1 5 年規則第 3 号）第 1 条の 2 から第 2 7 条まで、第 3 3 条から第 4 0 条まで、第 5 0 条から第 5 2 条まで、第 5 4 条、第 5 5 条、第 5 7 条及び第 5 8 条に規定する官職。ただし、他の職群に属する職務を除く。
一 般 職 群	1 事務及び管理的業務を行う職務 2 警備業務を行う職務
技 術 職 群	1 製造に関する技術的業務を行う職務 2 情報通信技術等を活用した電子化製品及びサービスに関する技術的業務を行う職務 3 自動車の運転業務を行う職務
工 芸 職 群	図案作成及び原版彫刻等の工芸的業務を行う職務
研 究 職 群	研究所において、理学、工学に関する専門的科学的知識と創意等をもって試験研究及び調査研究の業務並びに研究の補助業務を行う職務
医 療 職 群	診療業務及び健康管理業務を行う医師の職務
看 護 職 群	保健指導又は看護等の業務を行う保健師、看護師及び准看護師の職務

別表第2

等級別標準職務表

職	等	職	務
指 定 職 群	特 別 等 級	1	本局の特定の部長
	1 等 級	2	本局に置かれる特定の参事
		3	特定の業務運営機関の長
	1 等 級	4	特定の研究所副所長
		1	本局の室長
	1 等 級	2	本局の部長
		3	首席監察官
	1 等 級	4	本局の部の次長
		5	参事
	1 等 級	6	本局の課長
		7	センター長
	1 等 級	8	プロジェクトリーダー
		9	業務運営機関の長
	1 等 級	10	副工場長
		11	研究所副所長
	1 等 級	12	業務運営機関の総務部長
		13	特定の監察官
	1 等 級	14	特定の企画官
		15	本局の特定の総括官
	1 等 級	16	特定の広報官
		17	特定の博物館長
	1 等 級	18	本局（研修センターを除く。）の特定のグループリーダー
		19	特定の副センター長
	1 等 級	20	特定の総務室長
		21	業務運営機関の特定の部長（総務部長を除く。）
	1 等 級	22	業務運営機関の特定の部の次長
		23	特定の統括専門官
	1 等 級	24	特定の教官
		25	特定の主管
	2 等 級	1	プロジェクトリーダー（Ⅱ）
		2	監察官
	2 等 級	3	企画官
		4	本局の総括官
	2 等 級	5	広報官

	6 博物館長 7 本局（研修センターを除く。）のグループリーダー 8 副センター長 9 総務室長 10 業務運営機関の部長（総務部長を除く。） 11 業務運営機関の部の次長 12 統括専門官 13 教官 14 主管 15 特定の副監察官 16 特定の主任専門官 17 特定のみつまた調達所長 18 研修センターの特定のグループリーダー 19 業務運営機関の特定のグループリーダー 20 業務運営機関の特定の課長 21 業務運営機関の特定の総括官 22 特定の国会分工場長 23 特定の編集分室長 24 特定の調査官
3 等 級	1 プロジェクトリーダー（Ⅲ） 2 監察官（Ⅱ） 3 企画官（Ⅱ） 4 本局の総括官（Ⅱ） 5 広報官（Ⅱ） 6 博物館長（Ⅱ） 7 本局（研修センターを除く。）のグループリーダー（Ⅱ） 8 副センター長（Ⅱ） 9 教官（Ⅱ） 10 副監察官 11 主任専門官 12 みつまた調達所長 13 研修センターのグループリーダー 14 業務運営機関のグループリーダー 15 業務運営機関の課長 16 業務運営機関の総括官 17 国会分工場長 18 編集分室長 19 警備官 20 調査官 21 特定の専門官

		2 2 特定の係長 2 3 特定の警備専門官 2 4 困難な業務を処理する官職
	4 等 級	1 副教官 2 専門官 3 係長 4 警備専門官 5 調査主事 6 校正官 7 車庫主事 8 特定の副係長 9 特定の設備副専門官 1 0 特定の警備副専門官 1 1 特定の副調査主事 1 2 特定の副校正官 1 3 特定の車庫長
	5 等 級	1 副教官（Ⅱ） 2 副係長 3 設備副専門官 4 警備副専門官 5 副調査主事 6 副校正官 7 車庫長
一 般 職 群	特別等級	1 特定の主査 2 特定の警備主任 3 特定の調査主事補
	特 1 等 級	1 主査 2 警備主任 3 調査主事補 4 1 等級に掲げる職務のうち特に高度の知識又は特に長期にわたる経験を必要とする業務
	1 等 級	1 専門的知識又は長期の経験を必要とする事務及び管理的業務 2 相当の知識と長期の経験とを必要とする警備員
	2 等 級	1 定型的事務及び管理的業務 2 警備員
技 術 職 群	特別等級	1 特定の作業長 2 特定の設計主任 3 特定の保全主任

		4 特定の調査主事補 5 特定の校正官補 6 特定の主任運転手
	特 1 等 級	1 作業長 2 設計主任 3 保全主任 4 調査主事補 5 校正官補 6 主任運転手 7 1 等級に掲げる職務のうち特に高度の知識あるいは技術又は特に長期にわたる経験を必要とする業務
	1 等 級	1 製造に関する専門的知識又は高度の技術と経験とを必要とする技術的業務 2 情報通信技術等を活用した電子化製品及びサービスに関する専門的知識又は高度の技術と経験とを必要とする技術的業務 3 高度の技術と経験とを必要とする自動車運転手
	2 等 級	1 製造に関する定型的又は技術的業務 2 情報通信技術等を活用した電子化製品及びサービスに関する定型的又は技術的業務 3 自動車運転手及び自動車運転助手
工 芸 職 群	特 別 等 級	特定の特別工芸官
	特 1 等 級	1 特別工芸官 2 特定の上席工芸官
	1 等 級	1 上席工芸官 2 特定の工芸官
	2 等 級	1 工芸官 2 特定の工芸官補
	3 等 級	1 工芸官補 2 相当の工芸的知識と技能とを必要とする業務
	4 等 級	1 工芸的知識と技能とを必要とする定型的な業務 2 工芸に関する知識及び技能の研修生
研 究 職 群	特 別 等 級	首席研究員
	特 1 等 級	1 上席研究員 2 統括研究員
	1 等 級	1 統括研究員（Ⅱ） 2 主任研究員
	2 等 級	1 副主任研究員 2 特定の研究員

	3 等 級	1 研究員 2 特定の研究員Ⅱ
	4 等 級	研究員Ⅱ
	5 等 級	専門的知識を必要とする試験及び研究の業務並びに長期の経験が必要とする研究の補助業務
	6 等 級	専門的・基礎的知識を必要とする試験及び研究の業務並びに試験及び研究の補助業務
医 療 職 群	1 等 級	特定の診療所長
	2 等 級	1 診療所長 2 医長 3 相当の知識経験を必要とする医師
	3 等 級	医師
看 護 職 群	1 等 級	1 看護主事 2 特定の主任保健師 3 特定の主任看護師
	2 等 級	1 主任保健師 2 主任看護師 3 相当の知識と経験とを必要とする業務を行う保健師及び看護師 4 相当の知識と経験とを必要とする業務を行う准看護師
	3 等 級	1 保健師及び看護師 2 准看護師

別表第3

俸 給 表

その1 俸給表Bから俸給表Lまで

区分	号俸	俸給表B 俸給月額	俸給表C 俸給月額	俸給表D 俸給月額	俸給表E 俸給月額	俸給表F 俸給月額	俸給表G 俸給月額	俸給表H 俸給月額	俸給表I 俸給月額	俸給表J 俸給月額	俸給表K 俸給月額	俸給表L 俸給月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	214,800	214,800	263,400	256,100	284,300	303,100	288,200	382,700	455,900	492,200	558,600
	2	216,000	216,000	264,400	257,400	285,500	305,000	290,100	384,800	457,900	493,900	560,400
	3	217,200	217,200	265,400	258,700	286,700	306,900	292,000	386,900	459,800	495,600	562,200
	4	218,400	218,400	266,100	259,800	288,000	308,800	293,900	389,000	461,700	497,200	564,000
	5	219,600	219,600	266,800	260,900	289,300	310,700	295,800	391,100	463,600	498,800	565,600
	6	220,800	220,800	267,500	262,000	290,600	312,600	297,700	393,200	465,400	500,400	567,300
	7	222,000	222,000	268,200	263,100	292,000	314,500	299,600	395,300	467,100	502,000	569,000
	8	223,200	223,200	268,900	264,200	293,400	316,400	301,500	397,400	468,800	503,500	570,600
	9	224,400	224,400	269,600	265,300	294,800	318,300	303,400	399,400	470,400	505,000	572,100
	10	225,700	225,700	270,300	266,400	296,300	320,200	305,300	401,400	472,000	506,500	573,700
	11	227,100	227,100	271,000	267,600	297,800	322,100	307,200	403,400	473,600	507,900	575,300
	12	228,600	228,600	271,700	268,800	299,300	324,100	309,100	405,400	475,200	509,300	576,900
	13	230,100	230,100	272,500	270,000	300,900	326,000	311,000	407,400	476,700	510,700	578,300
	14	231,500	231,500	273,200	271,200	302,500	328,000	312,900	409,400	478,200	512,100	579,800
	15	233,100	233,100	273,900	272,500	304,100	329,900	314,800	411,400	479,700	513,400	581,300
	16	234,700	234,700	274,600	273,800	305,800	331,900	316,700	413,300	481,200	514,700	582,800
	17	236,300	236,300	275,400	275,000	307,500	333,800	318,600	415,200	482,700	516,000	584,100
	18	238,000	238,000	276,100	276,300	309,200	335,800	320,500	417,100	484,100	517,300	585,500
	19	239,700	239,700	276,900	277,600	310,900	337,700	322,400	419,000	485,500	518,500	586,900
	20	241,500	241,500	277,700	278,900	312,700	339,700	324,300	420,800	486,900	519,700	588,300
	21	243,200	243,200	278,500	280,200	314,500	341,600	326,200	422,600	488,200	520,900	589,500
	22	244,900	244,900	279,300	281,500	316,300	343,600	328,100	424,400	489,500	522,100	590,800
	23	246,200	246,200	280,100	282,900	318,100	345,500	330,000	426,200	490,800	523,200	592,100
	24	247,500	247,500	281,000	284,200	319,900	347,500	331,900	428,000	492,000	524,300	593,400
	25	248,800	248,800	281,900	285,500	321,800	349,400	333,800	429,800	493,200	525,500	594,600
	26	250,200	250,200	282,800	286,800	323,700	351,400	335,700	431,600	494,400	526,600	595,800
	27	251,500	251,500	283,700	288,200	325,500	353,400	337,700	433,300	495,600	527,700	597,000
	28	252,800	252,800	284,800	289,600	327,300	355,400	339,600	435,000	496,700	528,800	598,200
	29	254,000	254,000	285,800	290,900	329,100	357,400	341,600	436,700	497,800	529,900	599,300
	30	255,300	255,300	286,900	292,200	330,900	359,400	343,500	438,400	498,900	530,900	600,300
	31	256,600	256,600	287,900	293,600	332,600	361,400	345,500	440,100	500,000	531,900	601,300
	32	258,000	258,000	289,000	295,000	334,300	363,400	347,400	441,700	501,000	532,900	602,300
	33	259,400	259,400	290,000	296,300	336,000	365,400	349,400	443,300	502,000	533,900	603,200
	34	260,800	260,800	291,100	297,600	337,700	367,400	351,300	444,900	502,900	534,900	604,100
	35	262,100	262,100	292,100	299,000	339,200	369,400	353,200	446,500	503,800	535,900	605,000
	36	263,400	263,400	293,200	300,400	340,700	371,400	355,200	448,000	504,700	536,900	605,900
	37	264,400	264,400	294,200	301,700	342,200	373,400	357,100	449,500	505,500	537,900	606,800
	38	265,400	265,400	295,400	303,100	343,700	375,400	359,100	451,000	506,300	538,900	
	39	266,100	266,100	296,500	304,600	345,100	377,400	361,000	452,500	507,200	539,900	
	40	266,800	266,800	297,600	306,100	346,500	379,300	363,000	454,000	508,000	540,900	
	41	267,500	267,500	298,700	307,500	347,900	381,300	364,900	455,400	508,800	541,800	
	42	268,200	268,200	299,900	308,900	349,300	383,200	366,900	456,800	509,600	542,700	
	43	268,900	268,900	301,100	310,300	350,600	385,100	368,800	458,200	510,400	543,600	
	44	269,600	269,600	302,400	311,800	351,900	387,000	370,800	459,500	511,100	544,500	
	45	270,300	270,300	303,900	313,300	353,200	388,900	372,700	460,700	511,800	545,400	
	46	271,000	271,000	305,400	314,800	354,500	390,800	374,700	462,000	512,500	546,200	
	47	271,700	271,700	307,000	316,300	355,900	392,700	376,600	463,200	513,100	547,000	
	48	272,500	272,500	308,600	317,800	357,300	394,600	378,600	464,300	513,700	547,800	
	49	273,200	273,200	310,200	319,300	358,700	396,500	380,500	465,400	514,300	548,600	
	50	273,900	273,900	311,800	320,800	360,000	398,400	382,500	466,400	514,800	549,400	
	51	274,600	274,600	313,500	322,300	361,300	400,300	384,400	467,400	515,300	550,200	
	52	275,400	275,400	315,300	323,800	362,600	402,200	386,300	468,300	515,800	550,900	
	53	276,100	276,100	317,100	325,300	363,900	404,100	388,200	469,200	516,200	551,600	
	54	276,900	276,900	318,800	326,700	365,200	405,900	390,100	470,000	516,600	552,300	
	55	277,700	277,700	320,500	328,200	366,500	407,700	392,000	470,800	517,000	553,000	
	56	278,500	278,500	322,200	329,700	367,800	409,500	393,800	471,600	517,400	553,600	
	57	279,300	279,300	323,900	331,200	369,100	411,300	395,600	472,400	517,800	554,200	
	58	280,100	280,100	325,500	332,700	370,400	413,100	397,400	473,200	518,200	554,800	
	59	281,000	281,000	327,100	334,100	371,700	414,900	399,200	474,000	518,600	555,400	
	60	281,900	281,900	328,700	335,500	373,000	416,600	400,900	474,800	519,000	555,900	
	61	282,800	282,800	330,300	336,900	374,300	418,300	402,600	475,600	519,400	556,400	
	62	283,700	283,700	331,800	338,300	375,600	419,700	404,300	476,400	519,800	556,900	
	63	284,800	284,800	333,300	339,600	376,800	421,100	406,000	477,200	520,200	557,400	
	64	285,800	285,800	334,800	340,900	377,900	422,400	407,600	478,000	520,600	557,900	
	65	286,900	286,900	336,300	342,100	378,900	423,400	409,200	478,800	521,000	558,400	
	66	287,900	287,900	337,700	343,400	379,900	424,400	410,800	479,600	521,400	558,900	
	67	289,000	289,000	339,100	344,600	380,900	425,400	412,400	480,400	521,800	559,400	
	68	290,000	290,000	340,500	345,800	381,900	426,400	413,900	481,200	522,200	559,900	
	69	291,100	291,100	341,900	347,000	382,800	427,300	415,400	482,000	522,600	560,400	
	70	292,100	292,100	343,300	348,200	383,800	428,200	416,900	482,800	523,000	560,900	
	71	293,200	293,200	344,600	349,300	384,800	429,100	418,400	483,600	523,400	561,400	
	72	294,200	294,200	345,900	350,400	385,800	430,000	419,800	484,400	523,800	561,900	

	73	295,400	295,400	347,200	351,500	386,700	430,900	421,200	485,200	524,200	562,400	
	74	296,500	296,500	348,500	352,600	387,600	431,800	422,600	486,000	524,600	562,900	
	75	297,600	297,600	349,800	353,600	388,500	432,700	424,000	486,800	524,900	563,400	
	76	298,700	298,700	350,900	354,500	389,400	433,600	425,300	487,600	525,200	563,900	
	77	299,700	299,900	352,100	355,500	390,300	434,500	426,600	488,400	525,500	564,400	
	78	300,700	301,100	353,300	356,500	391,200	435,400	427,900	489,200	525,800	564,900	
	79	301,700	302,300	354,500	357,400	392,100	436,300	429,200	490,000	526,100	565,300	
	80	302,700	303,500	355,600	358,400	393,000	437,200	430,400	490,800	526,400	565,700	
	81	303,700	304,800	356,700	359,400	393,900	438,100	431,600	491,600	526,700	566,100	
	82	304,600	306,000	357,800	360,400	394,800	439,000	432,800	492,300			
	83	305,600	307,300	358,900	361,300	395,600	439,900	434,000	493,000			
	84	306,600	308,600	359,900	362,300	396,500	440,800	435,100	493,700			
	85	307,500	309,900	360,900	363,300	397,400	441,700	436,200	494,400			
	86	308,400	311,100	361,900	364,300	398,300	442,600	437,300	495,000			
	87	309,300	312,300	362,900	365,200	399,100	443,500	438,400	495,600			
	88	310,100	313,500	363,800	366,100	400,100	444,400	439,400	496,200			
	89	310,900	314,700	364,800	367,100	401,000	445,300	440,400	496,700			
	90	311,700	315,800	365,700	368,000	402,100	446,200	441,400	497,200			
	91	312,400	316,900	366,600	368,900	403,100	447,100	442,400	497,700			
	92	313,100	318,000	367,500	369,800	404,200	448,000	443,300	498,200			
	93	313,800	319,100	368,500	370,800	405,200	448,900	444,200	498,600			
	94	314,500	320,100	369,400	371,700	406,200	449,800	445,100	499,000			
	95	315,200	321,100	370,300	372,600	407,200	450,700	446,000	499,400			
	96	315,900	322,100	371,200	373,500	408,200	451,600	446,900	499,800			
	97		323,000	372,100	374,400	409,200	452,500	447,700	500,200			
	98		323,900	373,000	375,300	410,200	453,400	448,500	500,600			
	99		324,800	373,900	376,200	411,200	454,300	449,300	501,000			
	100		325,600	374,800	377,100	412,200	455,200	450,200	501,400			
	101		326,400	375,700	378,000	413,200	456,100	451,000	501,800			
	102		327,200	376,600	378,900	414,200	457,000	451,800	502,200			
	103		327,900	377,500	379,800	415,200	457,900	452,600	502,600			
	104		328,600	378,400	380,700	416,200	458,800	453,400	503,000			
	105		329,300	379,300	381,600	417,200	459,700	454,200	503,400			
	106		330,000	380,200	382,500	418,200	460,500	455,000	503,800			
	107		330,700	381,100	383,400	419,200	461,300	455,800	504,200			
	108		331,400	382,000	384,300	420,100	462,100	456,600	504,600			
	109		332,100	382,900	385,200	421,000	462,900	457,400	505,000			
	110		332,700	383,800	386,100	422,000	463,700	458,200	505,400			
	111		333,400	384,700	387,000	423,000	464,500	459,000	505,800			
	112		334,100	385,600	387,900	423,900	465,300	459,800	506,200			
	113		334,800	386,500	388,800	424,900	466,100	460,600	506,600			
	114			387,400	389,700	425,900	466,900	461,400				
	115			388,300	390,600	426,900	467,700	462,200				
	116			389,200	391,500	427,700	468,500	463,000				
	117			390,100	392,400	428,600	469,300	463,800				
	118			390,900	393,300	429,500	470,100	464,600				
	119			391,800	394,200	430,400	470,900	465,400				
	120			392,700	395,100	431,200	471,700	466,100				
	121			393,600	396,000	432,100	472,400	466,800				
	122			394,400	396,800	432,900	473,100	467,500				
	123			395,200	397,600	433,700	473,800	468,200				
	124			396,100	398,400	434,400	474,500	468,900				
	125			397,000	399,200	435,200	475,200	469,600				
	126			397,800	400,000	436,000	475,900	470,300				
	127			398,600	400,700	436,700	476,600	471,000				
	128			399,400	401,400	437,300	477,300	471,700				
	129			400,200	402,100	438,000	478,000	472,400				
	130			400,900	402,800	438,700	478,700	473,100				
	131			401,600	403,500	439,300	479,300	473,800				
	132			402,300	404,200	439,900	479,900	474,500				
	133			403,000	404,900	440,500	480,500	475,200				
	134			403,700	405,600	441,100	481,100					
	135			404,400	406,300	441,700	481,700					
	136			405,100	407,000	442,300	482,300					
	137			405,800	407,700	442,900	482,900					
	138			406,500	408,400	443,500	483,500					
	139			407,200	409,100	444,100	484,100					
	140			407,900	409,800	444,700	484,700					
	141			408,600	410,500	445,300	485,300					
	142						485,900					
	143						486,500					
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
		208,000	217,400	226,800	236,200	236,200	285,200	285,200	307,400	別に定める	別に定める	別に定める

備 考

- 俸給表Bは、一般職群2等級、技術職群2等級及び研究職群6等級に格付される職員に適用する。
- 俸給表Cは、一般職群1等級、技術職群1等級、工芸職群4等級及び研究職群5等級に格付される職員に適用する。

- 3 俸給表Dは、一般職群特1等級、技術職群特1等級及び研究職群4等級に格付される職員に適用する。
 4 俸給表Eは、工芸職群3等級に格付けされる職員に適用する。
 5 俸給表Fは、指定職群5等級、一般職群特別等級、技術職群特別等級及び研究職群3等級に格付される職員に適用する。
 6 俸給表Gは、指定職群4等級及び研究職群2等級に格付けされる職員に適用する。
 7 俸給表Hは、工芸職群2等級に格付けされる職員に適用する。
 8 俸給表Iは、指定職群3等級、工芸職群1等級及び研究職群1等級に格付けされる職員に適用する。
 9 俸給表Jは、指定職群2等級、工芸職群特1等級及び研究職群特1等級に格付けされる職員に適用する。
 10 俸給表Kは、指定職群1等級、工芸職群特別等級及び研究職群特別等級に格付けされる職員に適用する。
 11 俸給表Lは、指定職群特別等級に格付けされる職員に適用する。

その2 その他の俸給表

区分	号俸	俸給表M	俸給表N	俸給表O	俸給表R	俸給表S	俸給表T
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	1	365,300	415,800	496,000	225,200	271,300	328,800
	2	366,900	417,700	498,200	226,600	272,400	330,600
	3	368,600	419,600	500,400	228,000	273,600	332,400
	4	370,300	421,500	502,600	229,400	274,800	334,200
	5	372,000	423,400	504,700	230,800	276,000	336,000
	6	373,700	425,400	506,900	232,100	277,200	337,800
	7	375,400	427,300	509,000	233,300	278,500	339,600
	8	377,100	429,300	511,200	234,600	279,800	341,400
	9	378,800	431,200	513,300	235,900	281,000	343,200
	10	380,600	433,200	515,400	237,200	282,200	345,000
	11	382,300	435,100	517,500	238,600	283,500	346,800
	12	384,100	437,100	519,700	239,900	284,800	348,700
	13	385,800	439,000	521,800	241,300	286,000	350,600
	14	387,600	441,000	523,900	242,700	287,200	352,400
	15	389,400	442,900	526,000	244,100	288,500	354,200
	16	391,200	444,900	528,100	245,500	289,800	356,100
	17	393,000	446,800	530,200	246,800	291,000	358,000
	18	394,800	448,800	532,300	248,200	292,300	359,800
	19	396,700	450,700	534,400	249,600	293,600	361,600
	20	398,500	452,700	536,500	251,000	294,900	363,500
	21	400,400	454,600	538,500	252,400	296,100	365,400
	22	402,200	456,600	540,500	253,800	297,400	367,200
	23	404,100	458,500	542,500	254,900	298,700	369,000
	24	405,900	460,500	544,600	255,900	300,000	370,900
	25	407,800	462,400	546,600	256,900	301,300	372,800
	26	409,700	464,400	548,600	258,000	302,700	374,600
	27	411,600	466,400	550,600	259,100	304,100	376,400
	28	413,500	468,400	552,600	260,100	305,500	378,300
	29	415,400	470,300	554,600	261,100	307,000	380,200
	30	417,300	472,300	556,600	262,200	308,500	382,000
	31	419,200	474,300	558,500	263,300	310,000	383,800
	32	421,100	476,300	560,400	264,300	311,500	385,700
	33	423,000	478,200	562,300	265,300	313,000	387,600
	34	424,900	480,200	564,200	266,400	314,600	389,400
	35	426,800	482,200	566,100	267,600	316,100	391,200
	36	428,700	484,200	567,900	268,700	317,700	393,100
	37	430,700	486,100	569,700	269,800	319,300	394,900
	38	432,600	488,100	571,500	271,000	320,900	396,700
	39	434,500	490,100	573,300	272,200	322,500	398,500
	40	436,400	492,000	575,000	273,300	324,100	400,300
	41	438,400	493,900	576,700	274,400	325,700	402,100
	42	440,300	495,900	578,400	275,600	327,300	403,900
	43	442,200	497,900	580,100	276,900	328,900	405,700
	44	444,100	499,800	581,700	278,100	330,500	407,500
	45	446,100	501,700	583,300	279,300	332,000	409,300
	46	448,000	503,700	584,900	280,600	333,600	411,000
	47	449,900	505,600	586,500	281,900	335,100	412,700
	48	451,900	507,500	588,100	283,100	336,700	414,400
	49	453,800	509,400	589,700	284,300	338,300	416,100
	50	455,700	511,300	591,300	285,600	339,900	417,700
	51	457,600	513,200	592,900	286,900	341,400	419,300
	52	459,500	515,000	594,500	288,100	342,900	420,900
	53	461,400	516,900	596,100	289,300	344,400	422,500
	54	463,300	518,700	597,700	290,600	345,900	424,000
	55	465,100	520,500	599,300	291,900	347,400	425,500
	56	467,000	522,300	600,900	293,100	348,900	427,000
	57	468,800	524,200	602,500	294,300	350,400	428,500
	58	470,600	526,000	604,000	295,600	351,900	430,000
	59	472,300	527,800	605,600	296,900	353,400	431,400
	60	474,100	529,600	607,200	298,100	354,800	432,800

定年前
再任用
短時間
勤務職
員以外
の職員

61	475,900	531,400	608,800	299,300	356,200	434,200
62	477,600	533,100	610,300	300,600	357,600	435,500
63	479,300	534,800	611,900	301,900	359,000	436,800
64	481,000	536,600	613,500	303,100	360,400	438,100
65	482,700	538,300	615,100	304,300	361,700	439,300
66	484,300	540,000	616,600	305,600	363,000	440,500
67	485,900	541,700	618,200	306,900	364,300	441,600
68	487,500	543,400	619,800	308,100	365,600	442,700
69	489,100	545,100	621,400	309,300	366,800	443,700
70	490,700	546,800	622,900	310,600	367,900	444,700
71	492,200	548,500	624,500	311,900	369,000	445,700
72	493,700	550,100	626,000	313,100	370,100	446,700
73	495,200	551,700	627,600	314,300	371,200	447,600
74	496,700	553,400	629,100	315,600	372,200	448,600
75	498,100	555,100	630,700	316,900	373,200	449,600
76	499,500	556,700	632,200	318,100	374,200	450,500
77	500,900	558,300	633,700	319,300	375,200	451,500
78	502,300	559,900	635,200	320,600	376,100	452,500
79	503,600	561,500	636,800	321,900	377,000	453,500
80	504,900	563,000	638,300	323,100	377,900	454,400
81	506,200	564,500	639,800	324,300	378,800	455,400
82	507,500	566,100	641,300	325,500	379,700	456,400
83	508,700	567,700	642,800	326,700	380,600	457,300
84	509,900	569,200	644,300	327,800	381,500	458,200
85	511,100	570,700	645,800	328,900	382,400	459,200
86		572,300	647,300	330,000	383,300	460,200
87		573,900	648,800	331,100	384,200	461,100
88		575,400	650,200	332,100	385,100	462,000
89		576,900	651,600	333,100	386,000	463,000
90		578,400	653,000	334,100	386,900	464,000
91		579,900	654,400	335,100	387,800	464,900
92		581,400	655,700	336,000	388,700	465,800
93		582,900	657,000	336,900	389,600	466,800
94		584,300		337,800	390,500	467,800
95		585,700		338,700	391,400	468,700
96		587,100		339,500	392,300	469,600
97		588,500		340,300	393,200	470,600
98		589,900		341,200	394,100	471,600
99		591,300		342,100	395,000	472,500
100		592,700		342,900	395,900	473,400
101		594,000		343,700	396,800	474,300
102		595,300		344,600	397,700	475,200
103		596,600		345,500	398,600	476,100
104		597,900		346,300	399,500	477,000
105		599,100		347,100	400,400	477,900
106		600,300		348,000	401,200	478,700
107		601,500		348,900	402,000	479,500
108		602,700		349,700	402,800	480,300
109		603,800		350,500	403,600	481,100
110		604,900			404,400	481,900
111		606,000			405,200	482,700
112		607,100			406,000	483,500
113		608,100			406,800	484,300
114					407,600	
115					408,400	
116					409,200	
117					410,000	
118					410,800	
119					411,600	
120					412,400	
121					413,200	
122					414,000	
123					414,800	
124					415,600	
125					416,400	
126					417,200	
127					418,000	
128					418,800	
129					419,600	
130					420,400	
131					421,100	
132					421,900	
133					422,700	
134					423,500	
135					424,200	
136					425,000	

	137					425,800	
	138					426,600	
	139					427,300	
	140					428,100	
	141					428,900	
	142					429,700	
	143					430,400	
	144					431,100	
	145					431,800	
	146					432,500	
	147					433,200	
	148					433,900	
	149					434,600	
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
		別に定める	別に定める	別に定める	255,300	283,400	287,100

備考

- 1 俸給表Mは、医療職群 3 等級に格付けされる職員に適用する。
- 2 俸給表Nは、医療職群 2 等級に格付けされる職員に適用する。
- 3 俸給表Oは、医療職群 1 等級に格付けされる職員に適用する。
- 4 俸給表Rは、看護職群 3 等級に格付けされる職員に適用する。
- 5 俸給表Sは、看護職群 2 等級に格付けされる職員に適用する。
- 6 俸給表Tは、看護職群 1 等級に格付けされる職員に適用する。

別表第 4

昇格加算号数表（イ）

職 群	昇格前の 等 級	昇格後の 等 級	適 用	加算 号数
一 般 職 群 技 術 職 群	2 等 級	1 等 級		4 号
	2 等 級	特 1 等 級		7 号
	1 等 級	特 1 等 級	昇任を伴う場合に限る。	1 2 号
	1 等 級	特 1 等 級	昇任を伴う場合を除く。	4 号
	特 1 等 級	特別等級		4 号
工 芸 職 群	4 等 級	3 等 級	昇任を伴う場合に限る。	1 2 号
研 究 職 群	6 等 級	5 等 級		4 号
	6 等 級	4 等 級		7 号
	5 等 級	4 等 級		1 2 号
	4 等 級	3 等 級	昇任を伴う場合に限る。	1 2 号
	4 等 級	3 等 級	昇任を伴う場合を除く。	4 号
	3 等 級	2 等 級	昇任を伴う場合を除く。	4 号
指 定 職 群	5 等 級	4 等 級	昇任を伴う場合を除く。	4 号
医 療 職 群	3 等 級	2 等 級		7 号
	2 等 級	1 等 級		7 号
看 護 職 群	3 等 級	2 等 級	昇任を伴う場合に限る。	1 2 号
その他の昇格				8 号

別表第 5

昇格加算号数表（ロ）

適用区分	加算号数
一般職群又は技術職群の 1 等級から特 1 等級に昇任を伴わないで昇格した者を、特 1 等級に属する職務に昇任させる場合	8 号
工芸職群 4 等級から 3 等級に昇任を伴わないで昇格した者を、3 等級に属する職務に昇任させる場合	4 号
研究職群 4 等級から 3 等級に昇任を伴わないで昇格した者を、3 等級に属する職務に昇任させる場合	8 号
研究職群 3 等級から 2 等級に昇任を伴わないで昇格した者を、2 等級に属する職務に昇任させる場合	4 号
指定職群 5 等級から 4 等級に昇任を伴わないで昇格した者を、4 等級に属する職務に昇任させる場合	4 号
一般職群又は技術職群の特 1 等級から指定職群 5 等級に属する職務に昇任させる場合	1 2 号
一般職群又は技術職群の特別等級から指定職群 5 等級に属する職務に昇任させる場合	8 号
看護職群 3 等級から 2 等級に昇任を伴わないで昇格した者を、2 等級に属する職務に昇任させる場合	4 号

別表第6

調 整 加 給 表

適 用 職 員		職群及び等級等の区分	金 額
製 紙 担 当 課 長		指定職群	31,000円
製 紙 連 続 作 業 員		指定職群、技術職群	31,000円
製 紙 交 替 作 業 員		指定職群、技術職群	15,000円
印 刷 交 替 作 業 員		指定職群、技術職群	13,000円
連 続 稼 働 作 業 員		指定職群、技術職群	5,500円
警 備 職 員		指定職群、一般職群	11,500円
研 究 職 員		研究職群	7,200円
医 師	診 療 所 長	医療職群 1等級、2等級	54,000円
	医 長	医療職群 2等級	
	医 師	医療職群 2等級、3等級	49,000円
行 政 機 関 併 任 職 員		指定職群 3等級	33,100円
		指定職群 4等級	13,900円
		指定職群 5等級	7,700円
		一般職群 特別等級、特1等級	
		一般職群 1等級、2等級	6,700円

備 考

- 1 製紙担当課長とは、小田原工場及び岡山工場に勤務して、製紙作業関係の交替制勤務を行う課長として発令された者をいう。
- 2 製紙連続作業員とは、小田原工場及び岡山工場に勤務して、調製、抄造、電気、蒸汽、用水及び環境整備（小田原工場を除く。）の作業において正規の勤務時間により3交替で勤務する者として発令された者をいう。
- 3 製紙交替作業員とは、小田原工場及び岡山工場に勤務して、製紙に係る準備作業において正規の勤務時間により2交替で勤務する者として発令された者をいう。
- 4 印刷交替作業員とは、東京工場、王子工場、小田原工場、静岡工場及び彦根工場に勤務して、印刷、貼付、整備、仕上、動力及び加工の作業において正規の勤務時間により2交替で勤務する者として発令された者をいう。
- 5 連続稼働作業員とは、仕上及び加工作業に従事する者で、機械の連続稼働を恒常的に行う勤務体制にある者として発令された者をいう。
- 6 警備職員とは、交替制勤務を行う警備員として発令された者をいう。
- 7 研究職員とは、研究所に勤務して、研究の業務を行う者として発令された者をいう。
- 8 行政機関併任職員とは、国の行政機関の内部部局に勤務する者として併任発令された者をいう。

別表第 7

期末手当支給割合表

在職期間	割 合
6 か月	1 0 0 分の 1 0 0
5 か月以上 6 か月未満	1 0 0 分の 8 0
3 か月以上 5 か月未満	1 0 0 分の 6 0
3 か月未満	1 0 0 分の 3 0